

令和7年度 第4回 福島市地域公共交通活性化協議会

日時：令和8年2月20日（金）13時30分～

会場：市民センター 303会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

（1）報 告

- ①路線バス「医大・松川線」、松川水原乗合タクシー（さくら号）の
利用状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
- ②パークアンドライド事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2
- ③福島駅西口循環バスの実証運行結果について・・・・・・・・・・・・・資料3

（2）協 議

- ①福島県県北圏域地域公共交通利便増進実施計画の変更（案）
について（意見聴取）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料4
- ②路線バス「月舘経由川俣線」の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料5
- ③令和8年度福島市地域公共交通活性化協議会の事業計画（案）
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料6
- ④令和8年度福島市地域公共交通活性化協議会の予算（案）
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料7

（3）その他

3 閉 会

路線バス「医大・松川線」、松川水原乗合タクシー（さくら号）の 利用状況について

1. 概要

令和7年6月26日に開催された令和7年度第1回福島市地域公共交通活性化協議会において、医大・松川線の利用状況やアンケート調査の結果から利用者の多くが医大関係者と推測されるため、医大関係者の使いやすいダイヤ等についてご意見を伺い、令和7年10月にダイヤ改正を行いました。

今回の協議会では、ダイヤ改正後の利用状況と医大・松川線の再編に伴い運行開始した松川水原乗合タクシー（さくら号）の利用状況について報告するものです。

松川地区 公共交通路線図

【福島交通】

路線バス 3路線

◆福島交通主体

医大・金谷川經由二本松線（国・県・市の補助路線）

美郷經由松川線 (市の補助路線)

◆市主体

医大・松川線

(市が運行委託)

松川水原乗合タクシー
(さくら号)

路線バス(市単)
美郷經由松川線

路線バス(委託)
医大・松川線

自治体バス
川俣・松川線

松川下川崎乗合タクシー
(あけび号)

【カネハチタクシー】

路線バス 1 路線

自治体バス（福島市と川俣町が共同で運行委託）

乗合タクシー 2路線

松川下川崎乗合タクシー（あけび号）（市が運行委託）

松川水原乗合タクシー（さくら号）（市が運行委託）

医大・松川線のチラシ (R7.10.1現在)

-4-

令和7年4月1日から

路線バス(医大・水原線)の 運行経路が変更になりました！



現在運行中の路線バス(医大・水原線)の再編にあたり、松川町の浅川地区、金沢地区を経由する経路に変更する実証運行を実施します。
通勤、通学、通院やお買い物など、ぜひご利用ください。



(お問い合わせ) 福島交通福島支社 TEL: 024-535-4102 ※裏面に
(発行) 福島市交通政策課 TEL: 024-525-3762 時刻表あり

停留所

新設の停留所は、既存の金谷川小学校スクールバス停留所と概ね同じ場所になります。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
医科大学前	医大病院	寺屋敷	西向	梧桐内	蛇森	上明内	旧分校前	下西勝沢	赤堀	第九町会集会所前	金沢入口	北原	松川駅	北芝前	松川新町	松川支所	松川町	松川本町
				新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設	新設							

時刻表

平日のみ運行 1日3往復(6便)

医科大学前→松川本町

松川本町→医科大学前

停留所名	第1便	第2便	第3便	停留所名	第1便	第2便	第3便
1 医科大学前	12:15	16:30	18:00	19 松川本町	7:40	9:13	14:30
2 医大病院	12:16	16:31	18:01	18 松川町	7:41	9:14	14:31
3 寺屋敷	12:18	16:33	18:03	17 松川支所	7:42	9:15	14:32
4 西向	12:19	16:34	18:04	16 松川新町	7:44	9:17	14:34
5 梧桐内	12:21	16:36	18:06	15 北芝前	7:45	9:18	14:35
6 蛇森	12:21	16:36	18:06	14 松川駅	7:47	9:20	14:37
7 上明内	12:23	16:38	18:08	13 北原	7:49	9:22	14:39
8 旧分校前	12:23	16:38	18:08	12 金沢入口	7:51	9:24	14:41
9 下西勝沢	12:24	16:39	18:09	11 第九町会集会所前	7:52	9:25	14:42
10 赤堀	12:26	16:41	18:11	10 赤堀	7:52	9:25	14:42
11 第九町会集会所前	12:26	16:41	18:11	9 下西勝沢	7:54	9:27	14:44
12 金沢入口	12:27	16:42	18:12	8 旧分校前	7:55	9:28	14:45
13 北原	12:28	16:43	18:13	7 上明内	7:55	9:28	14:45
14 松川駅	12:30	16:45	18:15	6 蛇森	7:57	9:30	14:47
15 北芝前	12:32	16:47	18:17	5 梧桐内	7:57	9:30	14:47
16 松川新町	12:33	16:48	18:18	4 西向	7:59	9:32	14:49
17 松川支所	12:35	16:50	18:20	3 寺屋敷	8:00	9:33	14:50
18 松川町	12:36	16:51	18:21	2 医大病院	8:03	9:36	14:53
19 松川本町	12:39	16:54	18:24	1 医科大学前	8:04	9:37	14:54

運賃

大人200円~420円

主要停留所の運賃



			医大病院	医科大学前
		梧桐内	250	250
		上明内	200	280
		赤堀	200	250
	松川駅	200	230	290
松川本町	230	240	250	310
			420	420

◆医大・松川線

松川本町→医科大学前

松川本町	松川駅	医科大学前	車内人数	松川駅JR接続
7:40	7:47	8:04	19.2	福島行7:38
9:13	9:20	9:37		福島行9:15
9:15	9:22	9:39	6.1	福島行9:15
12:45	12:52	13:09	0.8	福島行12:13
14:30	14:37	14:54		福島行14:12

アンケート結果から現状維持
医大の1限目(8:40～)に行ける便

医大の2限目(9:50～)に行ける便

医大の6限目(15:20～)に行ける便

医科大学前→松川本町

医科大学前	松川駅	松川本町	車内人数	松川駅JR接続
11:26	11:41	11:50	1.5	郡山行11:49
12:15	12:30	12:39		郡山行12:45
14:19	14:34	14:43	2.1	郡山行14:53
16:30	16:45	16:54		郡山行16:53
17:19	17:34	17:43	9.7	
18:00	18:15	18:24		郡山行18:27

医大の3限目(～12:00)や午前
中の診察終了後に帰れる便

医大の6限目(～16:20)終了後に
帰れる便

医大の7限目(～17:30)終了後に
帰れる便

【凡例】

現状維持

新設
(10月から)

廃止
(9月まで)

- ◆利用者の大多数は医大関係者と推測
- ◆特に帰りの便は利用者のニーズと合わない可能性



【令和7年10月ダイヤ改正】
医大の授業終了時間に合わせて夕方のダイヤ調整を実施

◆ダイヤ改正前

松川方面から乗車した人の約53%が
帰日もバス利用

松川方面から医大へ 平均24.8人/日



往復でのバス利用
約16%増加



医大へ向かう利用者が
約20%減少

◆ダイヤ改正後

松川方面から乗車した人の約69%が
帰日もバス利用

松川方面から医大へ 平均19.8人/日



- ◆夕方の便は時刻変更により、往復でバスを利用する割合が約16%増えた。
- ◆朝の便は時刻変更がほぼなかったが、医大へ向かう利用者が約20%減少した。
 - ➡要因については現時点では不明（季節、医大の時間割り、利便性など）
 - 引き続き、状況をモニタリングしながら検証する。

【令和7年11月版】

松川水原乗合タクシー（さくら号） 11月から運行時刻が変わります

福島交通(株)路線バスのダイヤ改正に伴い、さくら号の運行時刻を変更します。

ご利用方法

予約のない便は運行しません。
必ず事前に電話予約をお願いいたします。

その1 予約

事前に電話で予約

- ①氏名
- ②乗車時間
- ③乗車する停留所
- ④下車する停留所

024-563-5886

※発車30分前までにご予約を!

※1週間前からご予約いただけます。
※予約の変更、キャンセルする場合は
予約電話番号に必ず、ご連絡ください。

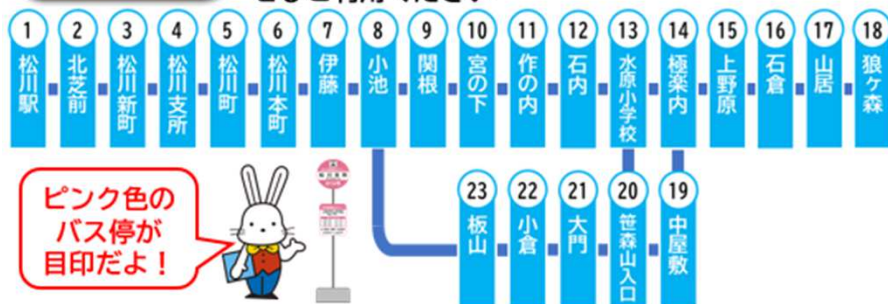
その2 乗車

時間までに予約した停留所 お待ちください!

※自宅などから目的地に直行する通常の
タクシーと異なり、
予約のあった停留所の間を運行します。
※複数の方の乗合利用と
なりますのでご了承ください。

停留所

通勤・通学、通院やお買い物など、
ぜひご利用ください



乗合タクシー（さくら号）でお出かけしましょう

福島駅へ

【行き】



【帰り】



医大へ

【行き】



【帰り】



松川駅行き時刻表

No.	区域	停留所名	狼ヶ森 → 松川駅			
			第1便	第2便	第4便	第6便
9	2ゾーン	関根	7:00	8:40	12:10	14:30
10		宮の下	7:01	8:41	12:11	14:31
11		作の内	7:02	8:42	12:12	14:32
12		石内	7:04	8:44	12:14	14:34
13		水原小学校	7:05	8:45	12:15	14:35
14	3ゾーン	極楽内	7:06	8:46	12:16	14:36
15		上野原	7:07	8:47	12:17	14:37
16		石倉	7:08	8:48	12:18	14:38
17		山居	7:09	8:49	12:19	14:39
18		狼ヶ森	7:10	8:50	12:20	14:40
19	2ゾーン	中屋敷	7:14	8:54	12:24	14:44
20		笹森山入口	7:16	8:56	12:26	14:46
21		大門	7:17	8:57	12:27	14:47
22		小倉	7:18	8:58	12:28	14:48
23		板山	7:20	9:00	12:30	14:50
8	1ゾーン	小池	7:22	9:02	12:32	14:52
7		伊藤	7:23	9:03	12:33	14:53
6		松川本町	7:24	9:04	12:34	14:54
5		松川町	7:25	9:05	12:35	14:55
4		松川支所	7:26	9:06	12:36	14:56
3	1ゾーン	松川新町	7:27	9:07	12:37	14:57
2		北芝前	7:28	9:08	12:38	14:58
1		松川駅	7:30	9:10	12:40	15:00

帰りの便の予約方法

- ① 行きの便の運転手にお声かけ
- ② 発車の30分前までに電話(024-563-5886)

水原行き時刻表

No.	区域	停留所名	松川駅 → 狼ヶ森			
			第3便	第5便	第7便	第8便
1	1ゾーン	松川駅	11:10	12:50	16:00	18:30
2		北芝前	11:12	12:52	16:02	18:32
3		松川新町	11:13	12:53	16:03	18:33
4		松川支所	11:14	12:54	16:04	18:34
5		松川町	11:16	12:56	16:06	18:36
6	2ゾーン	松川本町	11:17	12:57	16:07	18:37
7		伊藤	11:18	12:58	16:08	18:38
8		小池	11:19	12:59	16:09	18:39
9		関根	11:20	13:00	16:10	18:40
10		宮の下	11:21	13:01	16:11	18:41
11	3ゾーン	作の内	11:22	13:02	16:12	18:42
12		石内	11:24	13:04	16:14	18:44
13		水原小学校	11:25	13:05	16:15	18:45
14		極楽内	11:26	13:06	16:16	18:46
15		上野原	11:27	13:07	16:17	18:47
16	3ゾーン	石倉	11:28	13:08	16:18	18:48
17		山居	11:29	13:09	16:19	18:49
18		狼ヶ森	11:30	13:10	16:20	18:50
19		中屋敷	11:34	13:14	16:24	18:54
20		笹森山入口	11:36	13:16	16:26	18:56
21	2ゾーン	大門	11:37	13:17	16:27	18:57
22		小倉	11:38	13:18	16:28	18:58
23		板山	11:40	13:20	16:30	19:00

(お問い合わせ) 松川地区乗合タクシー運行共同体
 有限会社カネハチタクシー TEL: 024-567-3211
 (発行) 福島市交通政策課 TEL: 024-525-3762

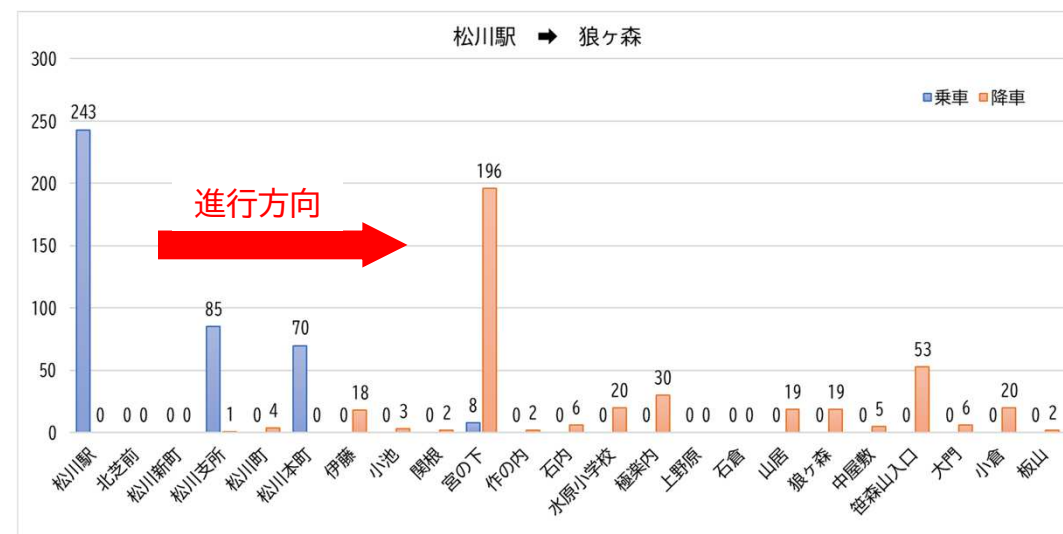
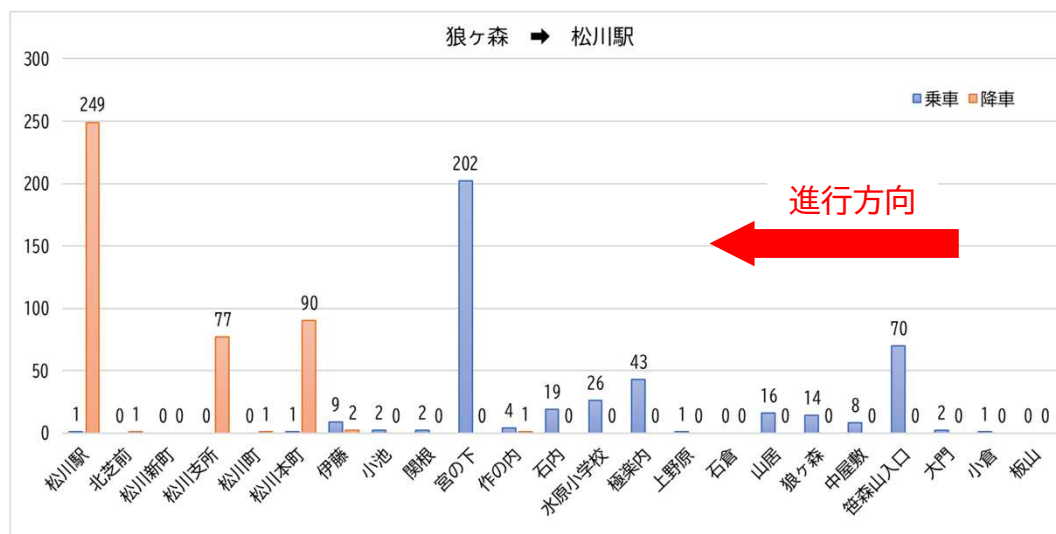
運賃

ゾーン運賃制 1ゾーンあたり200円
 (各ゾーンを通過するたびに200円加算、最大600円)

- 【例】 狼ヶ森 → 松川支所 600円 (3ゾーン+2ゾーン+1ゾーン)
 板山 → 松川支所 400円 (2ゾーン+1ゾーン)
 松川支所 → 松川駅 200円 (1ゾーン)

松川水原乗合タクシー（さくら号）の利用状況（R7.4.1～R8.1.31）

-9-



◆平均利用者4.1人/日、1.4人/便

（運行日数201日、のべ利用者827人、運行便数608便）

◆1日あたりの実利用者は、1～4名程度

◆目標値2.0人/便には、届かない状況

◆主な利用目的 ①松川駅への通勤利用

②松川本町、松川支所周辺のスーパー、ドラッグストア等への買い物

③松川学習センターでのサークル活動等への参加

◆地域住民と意見交換しながら、さくら号の利用イメージなどを掲載したチラシを地区内に全戸配布するなど広報を実施したが利用者は増えていない。

◆引き続き、地域住民と意見交換しながら利用促進策を検討する。

「パークアンドライド事業」について

【実施概要】

1. 実施期間 令和7年3月22日～12月7日まで ※土日祝日のみ
2. 実施場所 福島市役所本庁舎 北側駐車場
3. 利用時間 午前8時30分から午後6時まで ※受付終了：午後2時30分
4. 駐車台数 80台程度
5. 利用料金 100円／人（大人：12歳以上）
50円／人（子供：6歳から12歳未満）
6. 利用者特典 市内循環ももりんバス（1コース・2コース）が利用できる
1日フリー乗車券
7. R7 利用促進事業（7/4～12/7）
リビング読者の親子による「パークアンドライド」の体験レポート、
リビング新聞へのチラシ折り込み
※広告：リビング新聞紙面にて掲載（7/4・10/10）

【令和7年度実施状況】

- ・延べ利用者数 : 5,194人（大人3,717人、子供1,477人）。前年度比で約2.6倍。
- ・平均利用者数／日：60人（23組）／日
- ・最多利用人数／日：302人（91組）／日。5月5日（街なかテーマパーク）
うち約半数（140人）が子供と、多くの家族連れが来訪。

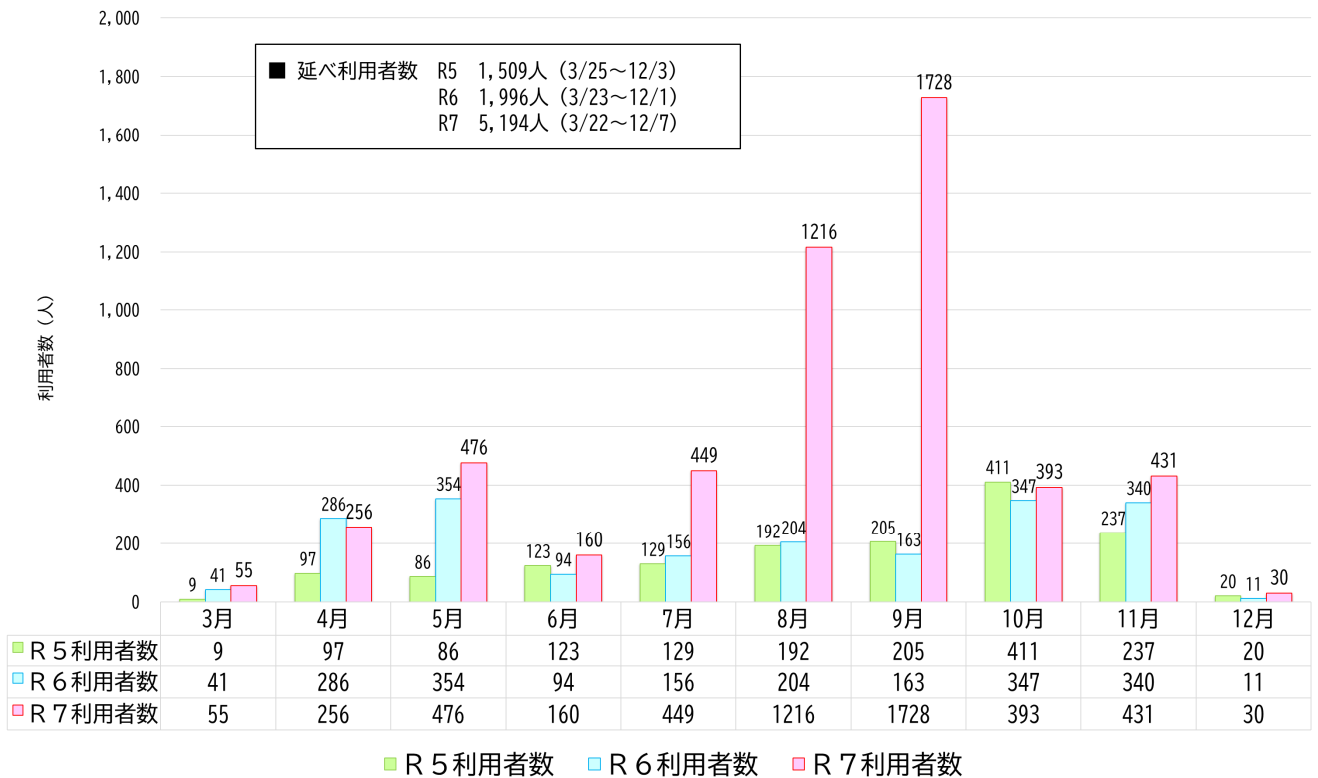
※ジブリ展開催中（令和7年7月19日～9月28日）は前年度比で約6.3倍の利用があった。

【令和8年度実施概要（案）】

ふくしまDC（デスティネーションキャンペーン）や県立美術館で大ゴッホ展が開催されることから多くの方の来訪が予想されます。中心市街地の賑わいを創出するため、令和8年度も引き続きパーク＆ライド事業を実施いたします。

1. 実施期間 令和8年2月21日（土）～12月6日（日）
2. 実施内容 実施場所・利用時間・利用料金等は令和7年度同様

【パーク＆ライド利用実績】



【参考】リビング新聞折り込みチラシ

中心市街地へのおでかけ時にご利用ください!!

パークアンドライド

2025.3/22(土)スタート!
2025.12/7(日)まで

土・日・祝日限定
午前8時30分～午後6時
(受付終了:午後2時30分)

エコでお得!
市内循環ももりんバスが1日乗り放題!!

パークアンドライド駐車場
P

市内循環ももりんバス
バスとモリール・バス
MOMORIN ジェアサイクル

市役所本庁舎の
北側駐車場に実施中
中心地のおでかけ時にご利用ください

パークアンドライド 駐車場
P

こちらへどうぞ!

市内循環ももりんバス
中心市街地へは市内循環ももりんバスをご利用ください。
大人 100円/人 (12歳以上)
子供 50円/人 (6歳から12歳未満)
※1歳未満(0歳)の子供は無料

パークアンドライド 利用料金

利用者 市内循環ももりんバス(12歳・2歳)が
利用できる1日フリー乗車券をお渡しします!

詳細はホームページへ

問い合わせ: 福島市役所 交通政策課 TEL.024-535-1111

【参考】体験レポート (HP に掲載)



資料3

福島駅西口循環バスの実証運行結果について

1. 概要

福島駅西口周辺においては、大型商業施設や駅構内の食料品店の閉店が重なり、日常的な買い物に支障が出ているとの声を受け、令和7年2月25日より福島駅西口循環バスを実証運行してまいりましたが、これまでの利用状況について報告するものです。

2. 利用状況（令和7年2月25日～令和8年1月30日）

- ・ 1日6便 × 229日間 = 1,374便運行
- ・ 利用者数 4,880人
（1日あたり21.3人、1便あたり3.6人）
- ・ 運行費用 15,114千円

3. 今後の対応

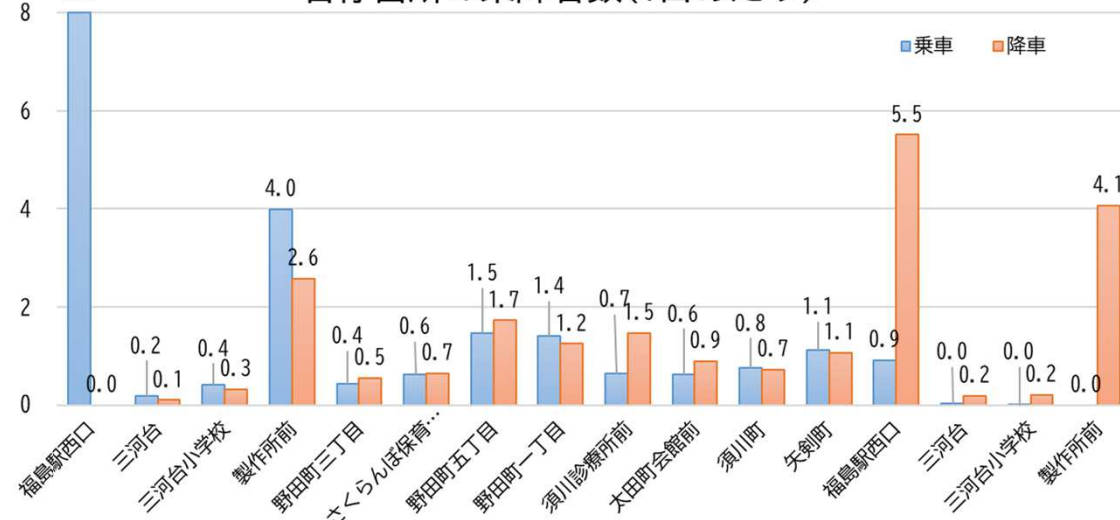
喫緊の課題であった日常的な買い物の場所が無いという状況が解消される見通しとなったこと等から、現在の実証運行は3月31日をもって終了とします。

運行経路図



- ・ 1日 6便 × 229日間 = 1,374便運行
- ・ 利用者 4,880人
(1日あたり 21.3人、1便あたり 3.6人)
- ・ 運行費用 15,114千円

各停留所の乗降者数(1日あたり)



利用者数の推移(1日あたり)



第1回協議会（R7.6.26）での協議内容

1. 短期的対応

- ◆当面の移動手段の確保のため、循環バスの運行を継続する
- ◆地域住民との意見交換等を実施し、継続的な需要の掘り起こし

2. 中・長期的対応

- ◆路線バスに限らず、乗合タクシー、A I デマンドタクシー等需要に合った運行形態に移行

対応結果

1. 短期的

- ◆当初は7月末までの運行予定であったが、令和8年3月末まで実証運行を延長。
- ◆地区の社会福祉協議会、民生児童委員協議会において約60名から意向聴取。
 - ・現行の運行形態に対し、ほぼ全員が見直しに賛成。
 - ・車両を小さくして、もっと使いやすいルートにしてほしい。
 - ・定時定路線型がよいか、自由に運行できる予約型がよいかは、意見が半々。
 - ・そもそもバス不要との意見もあり。
- ◆10月下旬に「地区だより」の地区全戸配布による利用促進も図ったが、利用者は減少。
- ◆地区内に大型スーパーの出店計画があり、日常的な買い物に支障があるという課題が解消される見込みであることから、実証運行は終了。

2. 中・長期的

- ◆A I デマンド交通など新たな交通手段については、費用対効果などを含め引き続き調査研究。

資料4

福島県県北圏域地域公共交通利便増進実施計画の
変更（案）について（意見聴取）

令和7年6月に国から認定を受けた「県北圏域地域公共交通利便増進実施計画」は、令和8年10月実施予定の事業について加筆するため、改訂作業を進めております。

これまで県、関係市町、交通事業者等で協議した内容を、素案として取りまとめましたので、委員の皆様にご意見をお伺いするものです。

◆今回追加となる事業の概要（令和8年10月実施予定）

1. 伊達市方面

（1）福島市～伊達市間の利便増進

①「伊達経由保原線」「伊達経由掛田線」

- ・イオンモール伊達への乗り入れにより、買い物・通勤等の目的での移動機会の増加による利便増進

②「伊達線」「田町線」

- ・イオンモール伊達への乗り入れにより、買い物・通勤等の目的での移動機会の増加による利便増進
- ・伊達線（起終点：北福島医療センター）と田町線（起終点：田町）を統合して、（仮）イオンモール伊達線に改名し、起終点をイオンモール伊達に変更

③「伊達経由湯野線」

- ・イオンモール伊達への乗り入れにより、買い物・通勤等の目的での移動機会の増加による利便増進
- ・起終点を湯野駅から飯坂温泉駅に変更

2. 桑折町・国見町方面

（1）国見町～福島市間の利便増進

①「藤田線」「桑折線」

- ・イオンモール伊達への乗り入れにより、買い物・通勤等の目的での移動機会の増加による利便増進
- ・藤田線と桑折線を統合（桑折線の廃止）

※等間隔運行の実施

- ・福島駅東口～イオンモール伊達間は、9時から16時まで20分間隔の等間隔運行を実施

実施済み

利便増進計画に基づき
令和8年4月実施予定

利便増進計画に基づき
令和8年10月実施予定

【福島市域内】

◆松川地区の域内交通再編

①既存路線バスの再編(R7.4.1実施済)

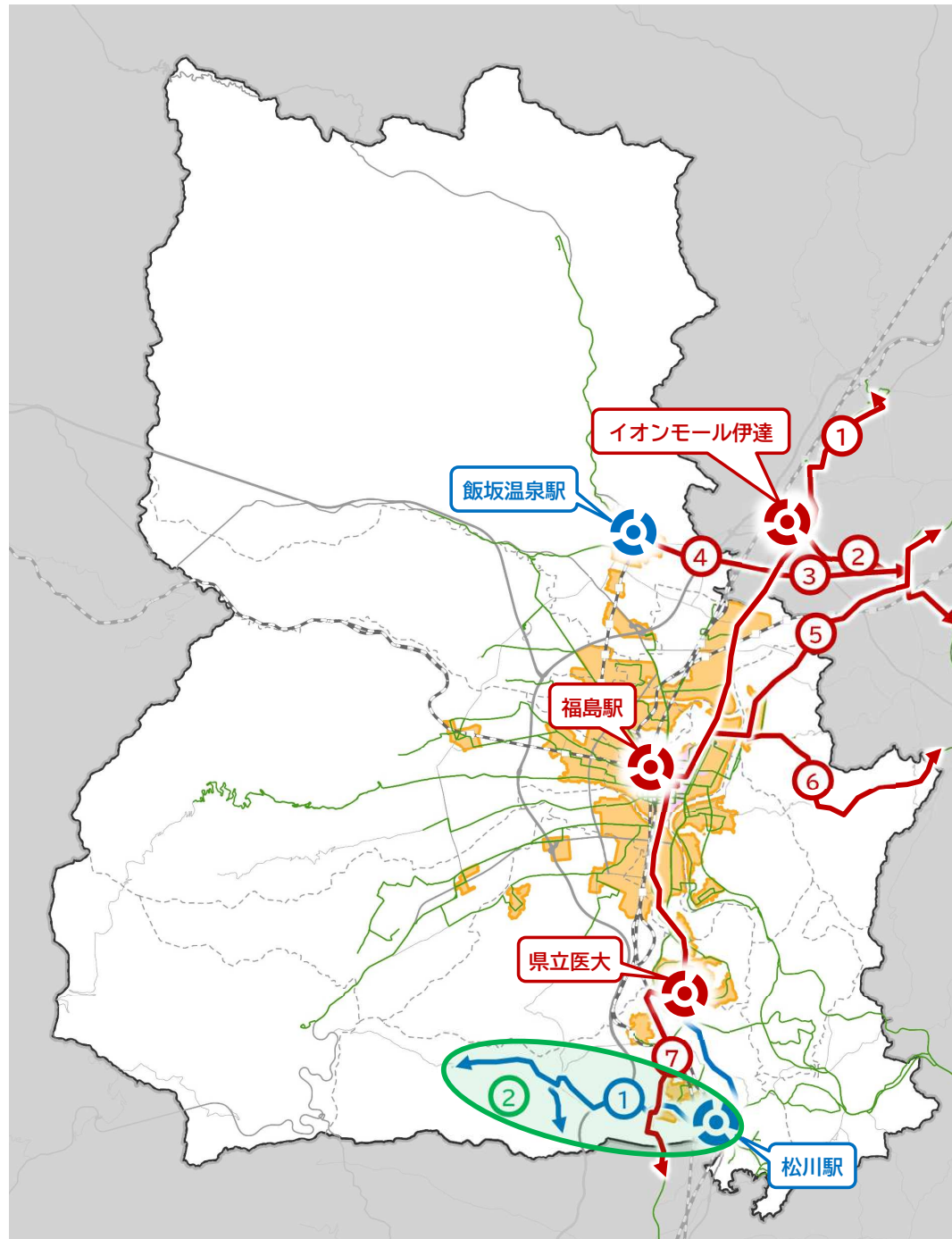
【医大・水原線】⇒【医大・松川線】

- ・利用者が少ない区間（水原地区）の廃止
- ・金沢地区を通る運行経路への変更

②乗合タクシーの導入(R7.4.1実施済)

【松川水原地区乗合タクシー】

- ・ 医大・水原線の廃止区間の代替として、予約制の乗合タクシーを導入



【県北圏域】

◆地域間幹線系統 10路線

①【藤田線】 【桑折線】

- ・ 藤田線はイオンモール伊達への乗り入れ
- ・ 桑折線は藤田線と統合し廃止

②【伊達經由掛田線】

- ・イオンモール伊達への乗り入れ

③【伊達線】

- ・起終点をイオンモール伊達に変更
- ・重複する田町線と統合

【伊達經由保原線】

- ・イオンモール伊達への乗り入れ

④【伊達經由湯野線】

- ・イオンモール伊達への乗り入れ
- ・起終点を湯野駅から飯坂温泉駅へ変更

⑤【月の輪經由梁川線】(R7.10.1実施済)

【月の輪經由保原線】➡統合による廃止

- ・月の輪經由梁川線と月の輪經由保原線を統合（伊達市内での運行経路変更）
- ・阿武隈急行高子駅への乗り入れ
- ・月の輪団地線も併せたダイヤの整理（9時～15時の等間隔運行など）

⑥【大波經由掛田線】

- ・道の駅りょうぜんへの乗り入れ
- ・休日の文知摺観音経由の廃止

⑦【医大經由二本松線】(R7.10.1実施済)

- ・福島大学校内への乗り入れ、タイヤの調整

福島県県北圏域
地域公共交通利便増進実施計画
(変更案)

令和7(2025)年2月策定

令和7(2025)年6月認定

令和8(2026)年2月変更認定

令和8(2026)年●月変更認定

福島県

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

目 次

1. 序 論	1
1-1 計画の目的	2
1-2 計画の区域	2
1-3 計画の位置付け	3
1-4 計画期間	3
2. 利便増進事業の内容・実施主体	4
2-1 事業の全体像	5
2-2 伊達市方面	8
3. 事業実施に必要な資金の額及び調達方法	12
4. 事業実施による効果	15
4-1 利便増進事業の実施により想定される効果	16
4-2 地域公共交通計画の目標に対する利便増進事業の位置付け	17
5. 関係市町村による支援の内容	18
6. 関係施策との連携に関する事項	20
6-1 福島市立地適正化計画	21
6-2 二本松市立地適正化計画	24

1. 序 論

1-1 計画の目的

本県では、令和6年3月に、県全体の広域的な地域公共交通を対象として、将来的にも持続的な確保・維持に向けた基本方針や将来像、及びそれらに基づく具体施策等を示す「福島県地域公共交通計画」を策定しました。

当該計画には、地域公共交通ネットワークの確保・維持に向けて、持続性の向上に向けた再編・見直しを行うとともに、地域公共交通利便増進事業の活用も行うこととしております。

このため、福島県地域公共交通計画に示す基本方針や将来像の実現に向けて、地域公共交通の利便増進に向けた具体的な再編・見直しの内容等を示す「地域公共交通利便増進実施計画」を策定することとします。

1-2 計画の区域

本計画では、県民の生活圏域を踏まえて、特に県北地域を対象とします。



図 計画の区域

1-3 計画の位置付け

本計画は、福島県地域公共交通計画及び福島市地域公共交通計画を「基本計画」とし、当該計画のうち特に県北圏域に係る事業について示す「実施計画」としての位置付けとなります。
※主に市町村間をまたぐ広域的な公共交通については県計画、市町村内における公共交通については市町村の計画に記載する具体施策に基づき実施するものです。

県の上位計画

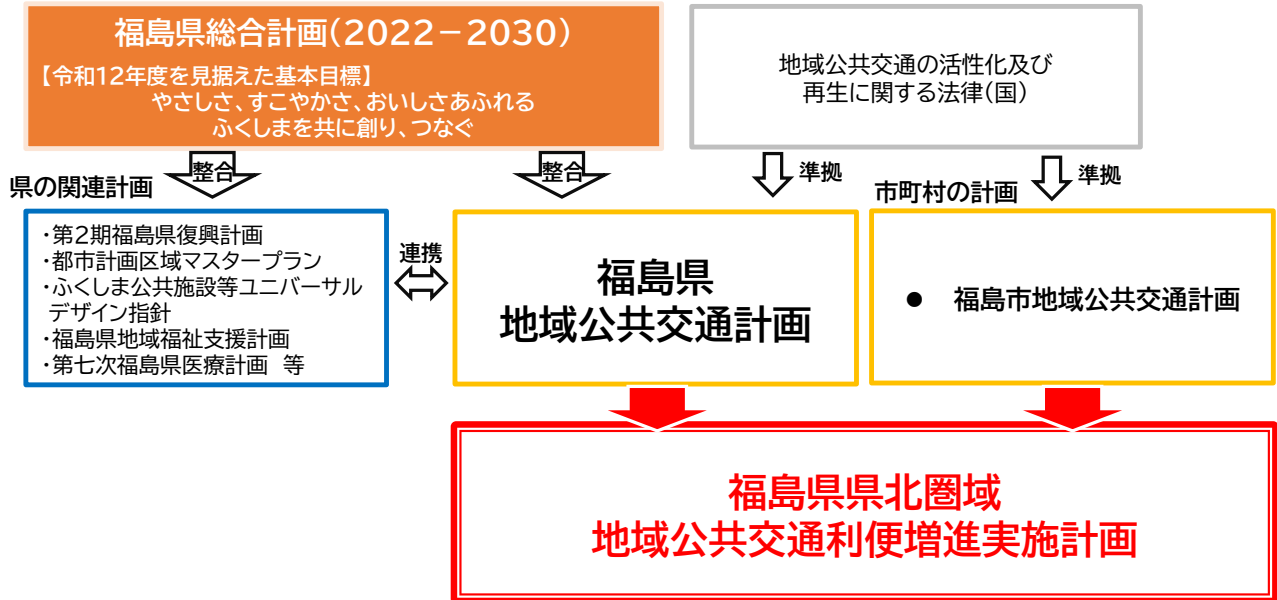


図 計画の位置付け

1-4 計画期間

本計画の期間は、令和7年10月から令和13年3月までの5か年6か月とします。

なお、地域公共交通を取り巻く情勢はもちろん、社会全体の情勢等の変化により、それらに対応するために地域公共交通の再編・見直しが必要となることが想定されるため、その都度対応策等の検討を行い、必要に応じて計画の変更を行うこととします。

計画	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)
福島県 地域公共交通計画	2024年4月～2031年3月(7か年)						
福島県県北圏域 地域公共交通利便増進 実施計画		2025年10月～2031年3月(5か年6か月)					

図 計画期間

2. 利便増進事業の内容・実施主体

※詳細な事業内容(2-2以降)は変更対象の事業のみ記載

2-1 事業の全体像

(1) 事業一覧

本計画で実施する事業は下表のとおりです。

※R8.●変更に伴い追加する事業を赤字で表示

表 事業一覧

方面	事業名	対象系統	実施時期	関係主体
伊達市方面	伊達市・月の輪地区から福島市へのアクセス性向上	・月の輪経由梁川線 ・月の輪経由保原線	令和7年 10月	・福島交通 ・福島市、伊達市
	霊山地区から福島市へのアクセス性向上	・大波経由掛田線	令和8年 4月	・福島交通 ・福島市、伊達市
	福島市～伊達市間の利便増進	・伊達経由保原線 ・伊達線 ・田町線 ・伊達経由湯野線 ・伊達経由掛田線	令和8年 10月	・福島交通 ・福島市、伊達市
桑折町・国見町方面	国見町～福島市間の利便増進	・藤田線 ・桑折線	令和8年 10月	・福島交通 ・福島市、伊達市、桑折町、国見町
福島市方面	松川地区の利便増進	・医大・水原線（再編後：医大・松川線） ・新規路線（松川水原乗合タクシー）	令和7年 10月※1	・福島交通 ・有限会社 カネハチタクシー ・有限会社 松川観光タクシー ・福島市
二本松市方面	福島大学へのアクセス性向上	・二本松線	令和7年 10月	・福島交通 ・福島市、二本松市
	塩沢地区～二本松市街地間の利便増進	・塩沢線	令和7年 10月	・福島交通 ・二本松市
	岩代地区・東和地区～二本松市街地間の利便増進	・針道経由東和小学校線 ・大平経由小浜線 ・小浜線	令和7年 10月	・福島交通 ・二本松市

※1：令和7年4月から実証運行を開始し、その結果等を踏まえて令和7年10月から本格運行を実施

(2) 事業全体図

①北部エリア(福島市・伊達市・桑折町・国見町・川俣町)

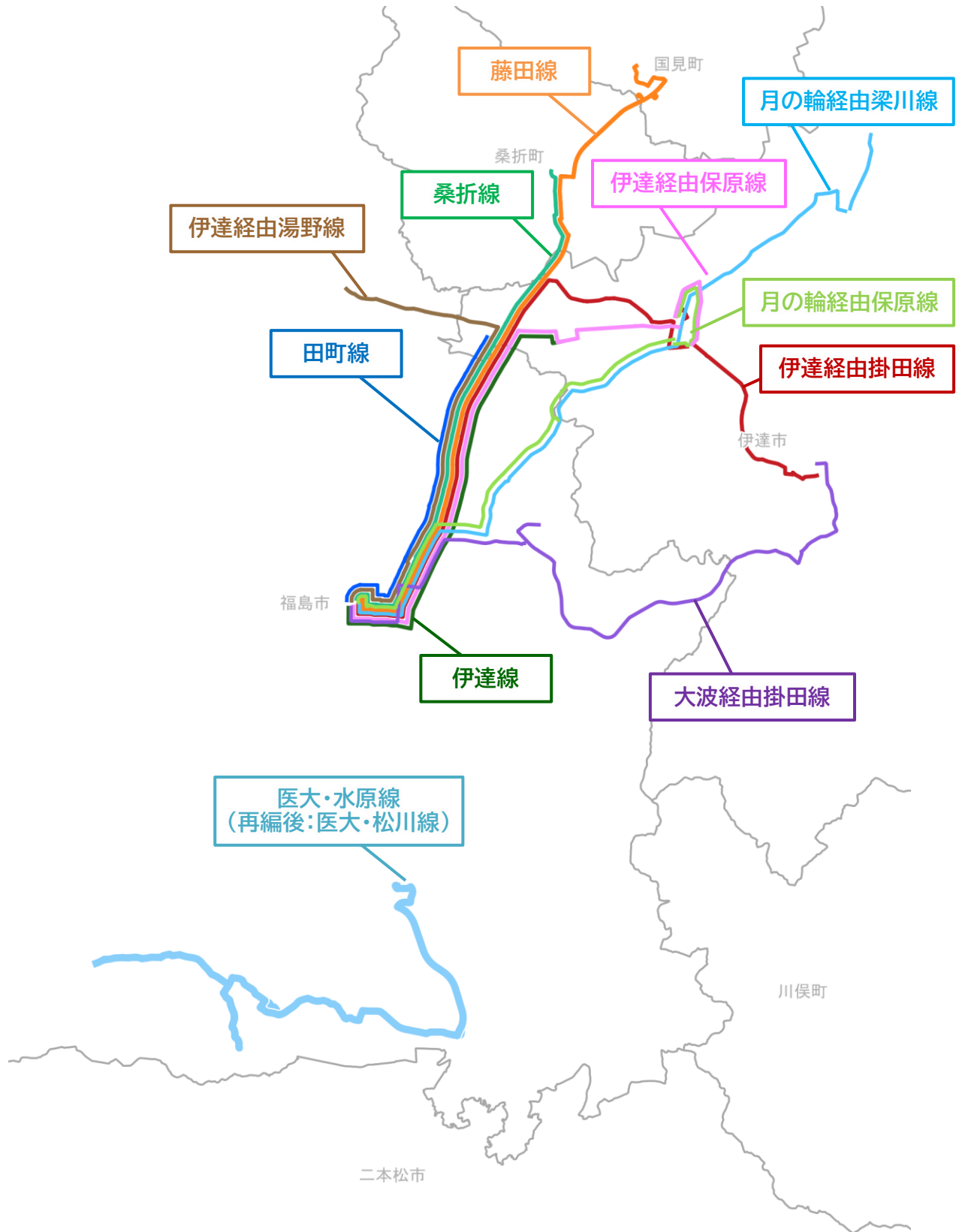


図 事業全体図 (北部エリア)

②南部エリア（福島市・二本松市・川俣町）

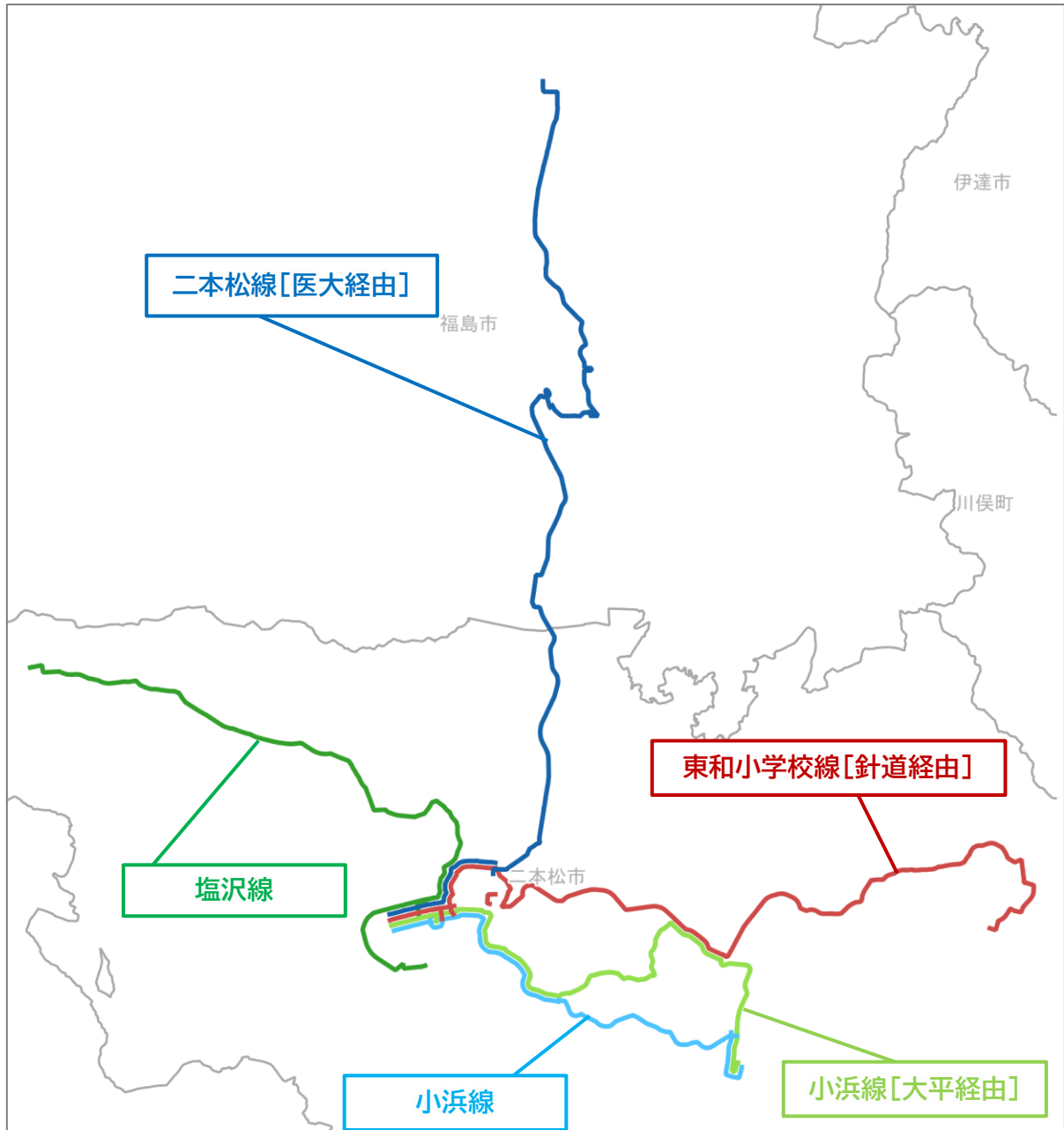


図 事業全体図（南部エリア）

2-2 伊達市方面

(1) 福島市～伊達市間の利便増進

①事業の概要

項目	概要
課題	・福島市～伊達市間（田町線は福島市内）を運行する各系統については、両市間の通勤・通学・通院などの多様な目的で利用されており、沿線地域の生活を維持する上で重要な役割を担っている。 ・これらの系統の沿線において、大規模商業施設（イオンモール伊達）の開業が見込まれており、沿線地域の買い物の移動ニーズの変化が見込まれるだけでなく、福島駅などから当該施設への移動ニーズの増加、さらには当該施設への通勤者の増加も見込まれ、多くの目的での移動ニーズが変化することが推察される。 ・新たな移動ニーズへ対応することにより、沿線地域における利便性の向上を図るとともに、福島駅方面をはじめとして各地域から当該施設への移動手段の確保を図ることが必要である。
事業実施の方向性	・①イオンモール伊達への乗り入れ →当施設への買い物・通勤等の目的での移動機会の増加による利便増進 →イオンモール伊達が交通拠点となり、当該施設へ乗り入れる路線間の乗り継ぎ利便性が向上し、公共交通の一体性が向上 ※これに伴い、伊達線、田町線は統合し、（仮）イオンモール伊達線を新設

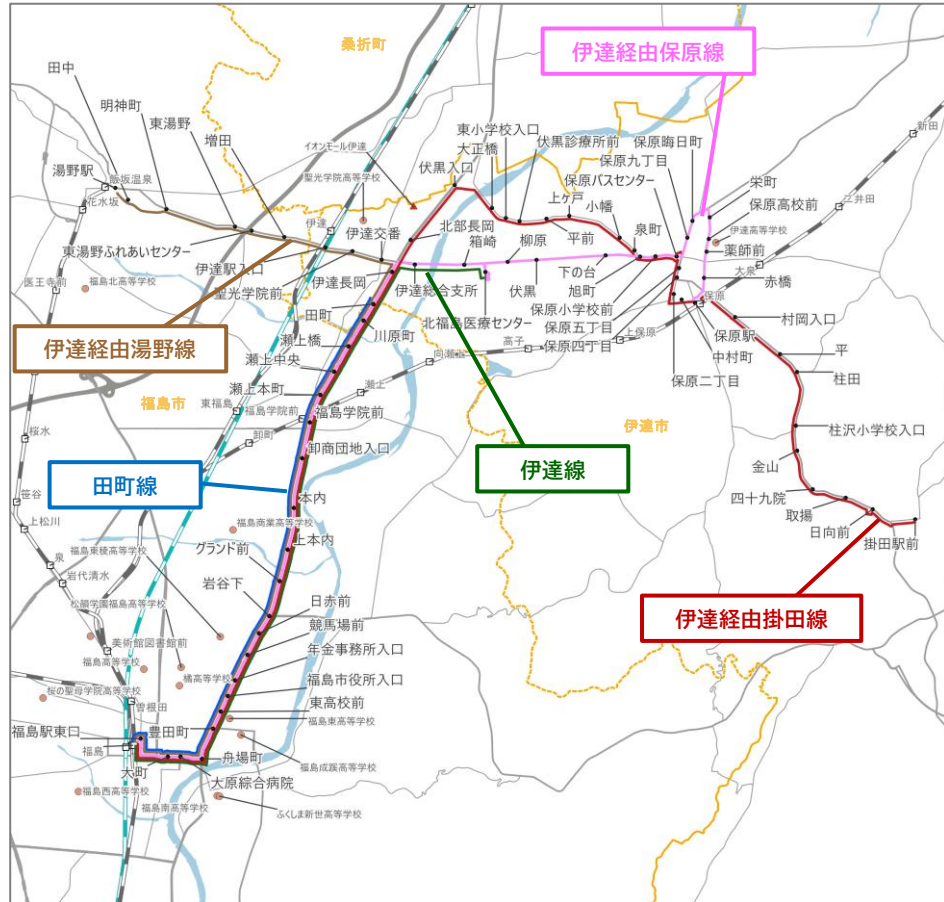
表 事業の概要

項目	現状	事業実施
対象路線名	①伊達経由保原線 ②伊達線 ③田町線 ④伊達経由湯野線 ⑤伊達経由掛田線	①（仮）イオンモール伊達経由保原線 ④（仮）イオンモール伊達経由湯野線 ⑤（仮）イオンモール伊達経由掛田線 ⑥（仮）イオンモール伊達線
運営主体	①～⑤福島交通(株)	①～⑥福島交通(株)
運行事業者	①～⑤福島交通(株)	①～⑥福島交通(株)
事業の種類	①～⑤一般乗合旅客運送事業	①～⑥一般乗合旅客運送事業
運行形態	①～⑤定時定路線	①～⑥定時定路線
起点・終点	①福島駅東口・保原駅 ②福島駅東口・北福島医療センター ③福島駅東口・田町 ④福島駅東口・湯野駅 ⑤福島駅東口・掛田駅前	①福島駅東口・保原駅 ④福島駅東口・飯坂温泉駅 ⑤福島駅東口・掛田駅前 ⑥福島駅東口・イオンモール伊達
主たる経由地	①北福島医療センター ②福島市役所入口 ③福島市役所入口 ④福島市役所入口 ⑤福島市役所入口	①北福島医療センター・イオンモール伊達 ④福島市役所入口・イオンモール伊達 ⑤福島市役所入口・イオンモール伊達 ⑥福島市役所入口
運行回数	①平日 7.5 回/日、土日祝 6.0 回/日 ②平日 6.5 回/日、土日祝 5.0 回/日 ③平日のみ 3.0 回/日 ④平日 3.5 回/日、土日祝 3.0 回/日 ⑤平日 9.0 回/日、土日祝 6.5 回/日	①平日 3.0～7.0 回/日、土日祝 3.0～7.0 回/日 ④平日 3.0～3.5 回/日、土日祝 3.0 回/日 ⑤平日 4.5～8.5 回/日、土日祝 3.0～6.5 回/日 ⑥平日 11.5～15.5 回/日、土日祝 7.5～11.5 回/日

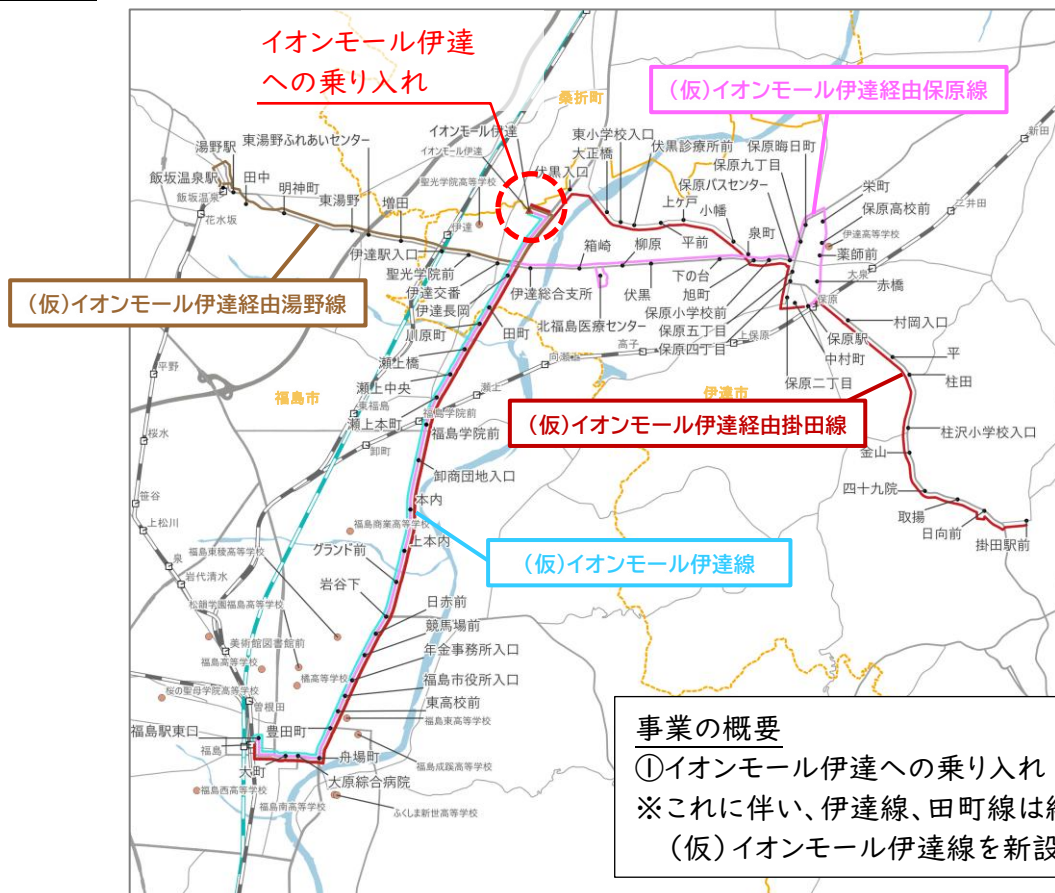
※赤字が変更箇所

②運行概要図

事業実施前



事業実施後



(2) 桑折町・国見町～福島市間の利便増進

①事業の概要

項目	概要
課題	・ 藤田線は国見町から桑折町、伊達市を經由して福島市へ運行する路線であり、沿線地域における福島市方面への通勤・通学などに利用される重要な路線である。 ・ 一方、沿線地域の人口減少などから利用者数は減少傾向にあり、今後の持続性に課題を抱える状況にある。 ・ このため、並行して運行する系統（桑折線）も踏まえて一体的に見直しを行うことにより、持続性の向上を図ることが必要である。 ・ なお、沿線地域には大規模商業施設（イオンモール伊達）の開業が見込まれており、当該施設への移動需要の増加が見込まれることから、これらも踏まえて見直しを図り、利用者の拡大についての検討も必要である。
事業実施の方向性	・ ①藤田線と桑折線を統合 ・ ②イオンモール伊達への経由 →大規模商業施設への買い物・通勤等の目的での移動機会の増加による利便増進 →イオンモール伊達が交通拠点となり、当該施設へ乗り入れる路線間の乗り継ぎ利便性が向上し、公共交通の一体性が向上

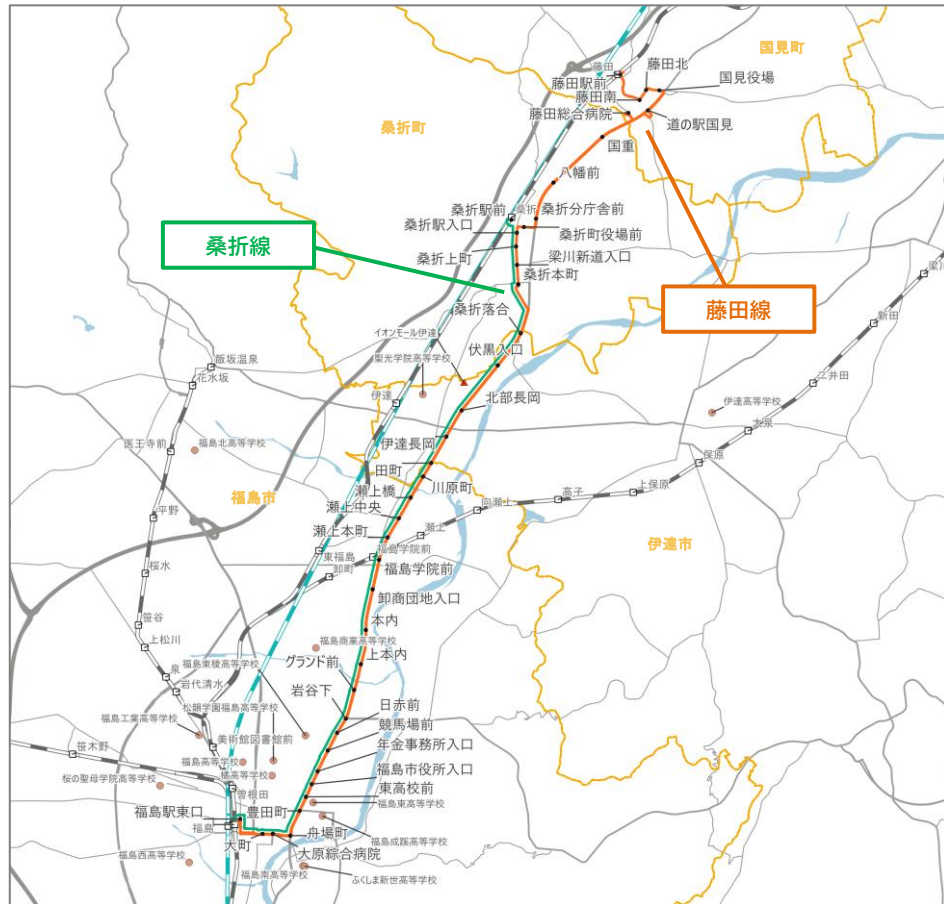
表 事業の概要

項目	現状	事業実施
対象路線名	①藤田線 ②桑折線	①（仮）イオンモール伊達経由藤田線
運営主体	①②福島交通㈱	①福島交通㈱
運行事業者	①②福島交通㈱	①福島交通㈱
事業の種類	①②一般乗合旅客運送事業	①一般乗合旅客運送事業
運行形態	①②定時定路線	①定時定路線
起点・終点	①福島駅東口・藤田駅前 ②福島駅東口・桑折駅前	①福島駅東口・藤田駅前
主たる経由地	①福島市役所入口、道の駅国見 ②福島市役所入口	①福島市役所入口、道の駅国見・イオンモール伊達
運行回数	①平日 12.5 回/日、土日祝 11.0 回/日 ②平日 4.5 回/日、土日祝 1.5 回/日	①平日 8.5～12.5 回/日、土日祝 7.0～11.0 回/日

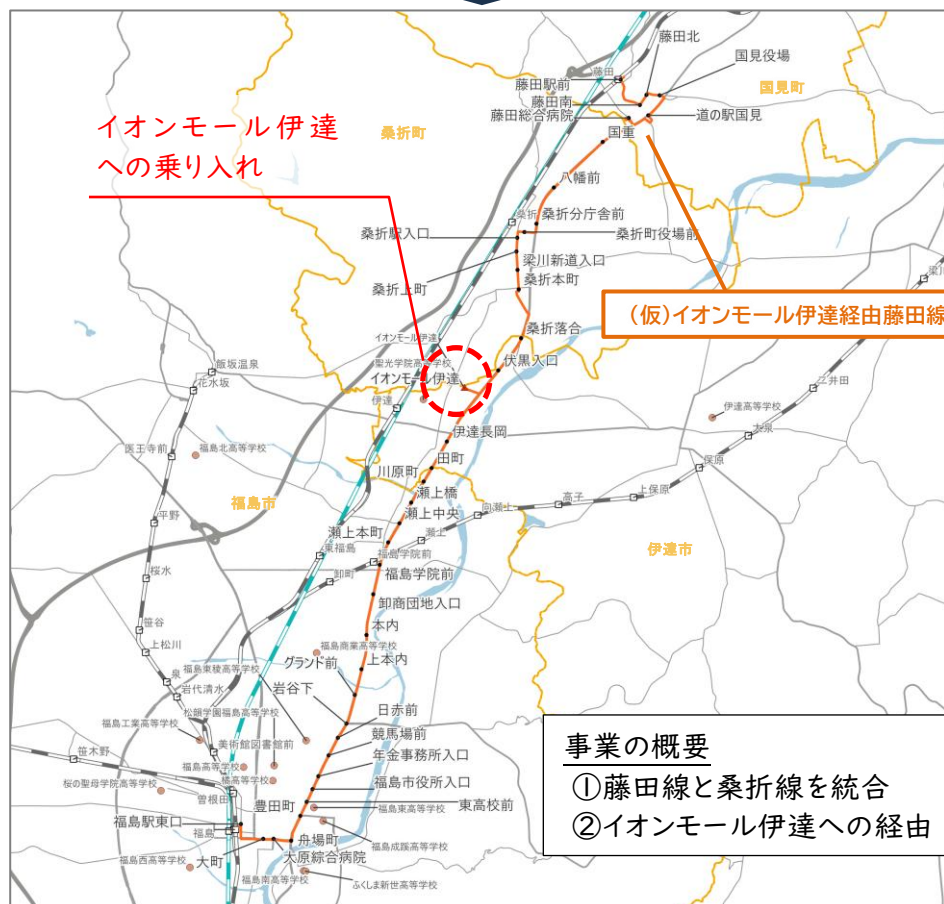
※赤字が変更箇所

②運行概要図

事業実施前



事業実施後



3. 事業実施に必要な資金の額及び調達方法

4. 事業実施による効果

4-1 利便増進事業の実施により想定される効果

※R8.●変更に伴い追加する事業を赤字で表示

表 事業の効果

方面	事業	効果
伊達市方面	伊達市・月の輪地区から福島市へのアクセス性向上	■利便性の向上 ・梁川地区から福島市方面への移動機会が増加し、地区内の高校閉校の影響による通学需要に対応し、通学利便性が向上 ・高子駅付近へ新たにバス路線が経路することにより、当該地区における公共交通による移動機会が増加 ■効率性の向上 ・2系統を1系統へ統合することにより、運行する経路がシンプルになり分かりやすさ等の改善
	霊山地区から福島市へのアクセス性向上	■利便性の向上 ・霊山地区内において道の駅への移動機会が増加し、日常生活（買い物移動など）での利便性向上 ・道の駅において路線バスと域内交通の接続性が向上することにより、域内から福島市などの広域への移動時の利便性が向上
	福島市～伊達市間の利便増進	■利便性の向上 ・大規模商業施設（イオンモール伊達）への買い物・通勤等の目的での移動機会の増加による利便増進 ・イオンモール伊達が交通拠点となり、当該施設へ乗り入れる路線間の乗り継ぎ利便性が向上し、公共交通の一体性が向上
桑折町・国見町方面	国見町～福島市間の利便増進	■利便性の向上 ・大規模商業施設への買い物・通勤等の目的での移動機会の増加による利便増進 ・イオンモール伊達が交通拠点となり、当該施設へ乗り入れる路線間の乗り継ぎ利便性が向上し、公共交通の一体性が向上 ■効率性の向上 ・桑折線の統合により、起終点の分かりやすさ等の改善
福島市方面	松川地区の利便増進	■利便性の向上 ・松川水原乗合タクシーについて、利用しやすい時間帯への見直しによる利便性の向上 ・医大・水原線の経路変更により、居住地付近を経由してバスが利用しやすくなることによる利便性の向上 ■効率性の向上 ・利用に応じたダウンサイジングによる効率性の向上
二本松市方面	福島大学へのアクセス性向上	■利便性の向上 ・バス路線沿線の学生等の通学利便性の向上 ・鉄道遅延・運休時の代替手段としての利便性向上
	塩沢地区～二本松市街地間の利便増進	■利便性の向上 ・主要拠点（商業施設等）への延伸による利便性の向上
	岩代地区・東和地区～二本松市街地間の利便増進	■利便性の向上 ・主要拠点（商業施設等）への延伸による利便性の向上

4-2 地域公共交通計画の目標に対する利便増進事業の位置付け

本計画に示す利便増進事業については、基本計画である地域公共交通計画に基づいて位置付けるものであり、事業の実施により、地域公共交通計画に位置付ける指標及び数値目標の達成にも寄与するものと考えます。

なお、本計画に示す事業の実施により、下表のうち特に赤い網掛けをする指標の達成を目指します。

表 福島県地域公共交通計画の指標一覧

目標	指標	現況値	目標値
目標① 県民や来訪者が安心しておでかけできる地域公共交通ネットワークを構築する	乗合バスの年間利用者数	14,910千人/年 (令和4年度)	16,145千人/年 (令和12年度)
	第三セクター鉄道の年間利用者数	562千人 (令和4年度)	767千人 (令和6年度)
	広域路線バス(地域間幹線系統)に対する県の公的負担額	150,559千円/年 (令和5年度)	152,436千円/年 (令和12年度)
目標② 様々な移動手段がシームレスにつながり、利用しやすい環境を整える	利用可能な路線バスにおけるキャッシュレス決済の利用率	—	90%以上 (令和12年度)
	バス事業者及び市町村におけるオープンデータ化割合	20.8% (令和5年12月)	100% (令和12年度)
	鉄道駅のエレベーター設置率	86.7% (令和5年12月)	100% (令和12年度)
目標③ 将来にわたり地域公共交通サービスを提供し続けられる運営・運行体制を整える	市町村の地域公共交通計画策定率	37.3% (令和5年12月)	100% (令和12年度)
	乗合バスの運行本数に対する乗務員の充足率	91.2% (令和5年7月)	100% (令和12年度)
目標④ 交通・他分野の様々な主体が連携・協働(共創)して地域公共交通を支える体制をつくる	広域路線バス(地域間幹線系統)の収支率	37.4% (令和5年度)	48.4% (令和12年度)
	奥会津地域住民が、JR只見線を地域のシンボルと認識している割合	—	80%以上 (令和9年度)
	交通ネットワークや情報基盤が十分に整備された地域に住んでいると回答した県民の割合	31.9% (令和5年度)	66%以上 (令和12年度)

5. 関係市町村による支援の内容

沿線の市町村においては、それぞれの地域公共交通計画に基づき、主に以下に示す内容の支援を行います。

表 関係市町村による支援の内容

主体	内容
福島市（福島市地域公共交通）	公共交通ネットワークの再編・見直しに必要な関係者（庁内関係課、他市町村、商業施設等）との協議・調整に係る支援
	モビリティ・マネジメントをはじめとした、各種利用促進策の展開による路線バス、乗合タクシーの利用拡大に向けた支援
	等間隔運行を継続して実施するための技術的な支援（協議の場の設定、有識者・専門家の招へい等）
二本松市（二本松市地域公共交通）	公共交通ネットワークの再編・見直しに必要な関係者（庁内関係課、他市町村、商業施設等）との協議・調整に係る支援
	他の交通モード（鉄道など）との接続性向上に向けた関係者間の協議・調整に係る支援
	運行情報等を発信するツール（バスマップ、時刻表等）の作成による、周知拡大及び利用時の分かりやすさ改善に向けた支援
	モビリティ・マネジメントをはじめとした、各種利用促進策の展開による路線バスの利用拡大に向けた支援
伊達市（伊達市地域公共交通）	公共交通ネットワークの再編・見直しに必要な関係者（庁内関係課、他市町村、商業施設等）との協議・調整に係る支援
	運行情報等を発信するツール（バスマップ、時刻表等）の作成による、周知拡大及び利用時の分かりやすさ改善に向けた支援
	モビリティ・マネジメントをはじめとした、各種利用促進策の展開による路線バスの利用拡大に向けた支援

6. 関係施策との連携に関する事項

6-1 福島市立地適正化計画

福島市では立地適正化計画を策定しており、居住誘導区域・都市機能誘導区域（市計画上では居住推奨区域・都市機能区域）の設定にあたり、鉄道・路線バスの運行範囲等を踏まえたものとしています。

利便増進事業の実施にあたっては、当該計画との連携・整合を図りながら進めるものとします。

表 計画の概要

主体	内容
計画期間	目標年次：2040 年
対象エリア	福島市の都市計画区域
各区域の概要	居住誘導区域：設定あり 都市機能誘導区域：設定あり

2. 今後のまちづくりの方向性

- 分析結果を踏まえた都市構造上の課題

福島駅東西一体のまちづくり
生活サービス施設利用圏の人口密度の維持・確保
中心拠点と地域拠点を連携する持続可能な公共交通ネットワークの構築
既存ストックや民間活力などの有効活用

【課題解決に向けた方向性】

コンパクト・プラス・ネットワークの方針のもと、都市機能の既存ストックを最大限に生かしつつ中心拠点と地域拠点が特色と均衡ある発展をすることで、市全体の都市力を向上させて活力ある福島市の形成を目指す

1. 基本理念

立地適正化計画は、福島市都市マスタープランで示すまちづくりの実現に向けた取組みであるため、その基本理念、将来都市像、基本方針を継承します。

基本理念

みんなが誇れる県都ふくしまの創造

立地適正化計画を策定することで「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを一層推進するための内容を一部追加し、将来に向けて夢が持てる新しい福島の創生を具現化するための政策目標（「暮らしを支える安心安全のまち」、「産業とにぎわいを生み出す活力躍動のまち」）の実現を目指します。

2. 将来都市像

① 安全で安心して住み続けられる都市

計画的・効率的な除染による原子力災害からの復興、地震や火山活動などの大規模な自然災害への防災対策を進めるとともに、高齢者や子供たち、子育て層が暮らしやすい環境づくりを進めるなど、誰もが快適で安全・安心に住み続けられる都市を目指します。

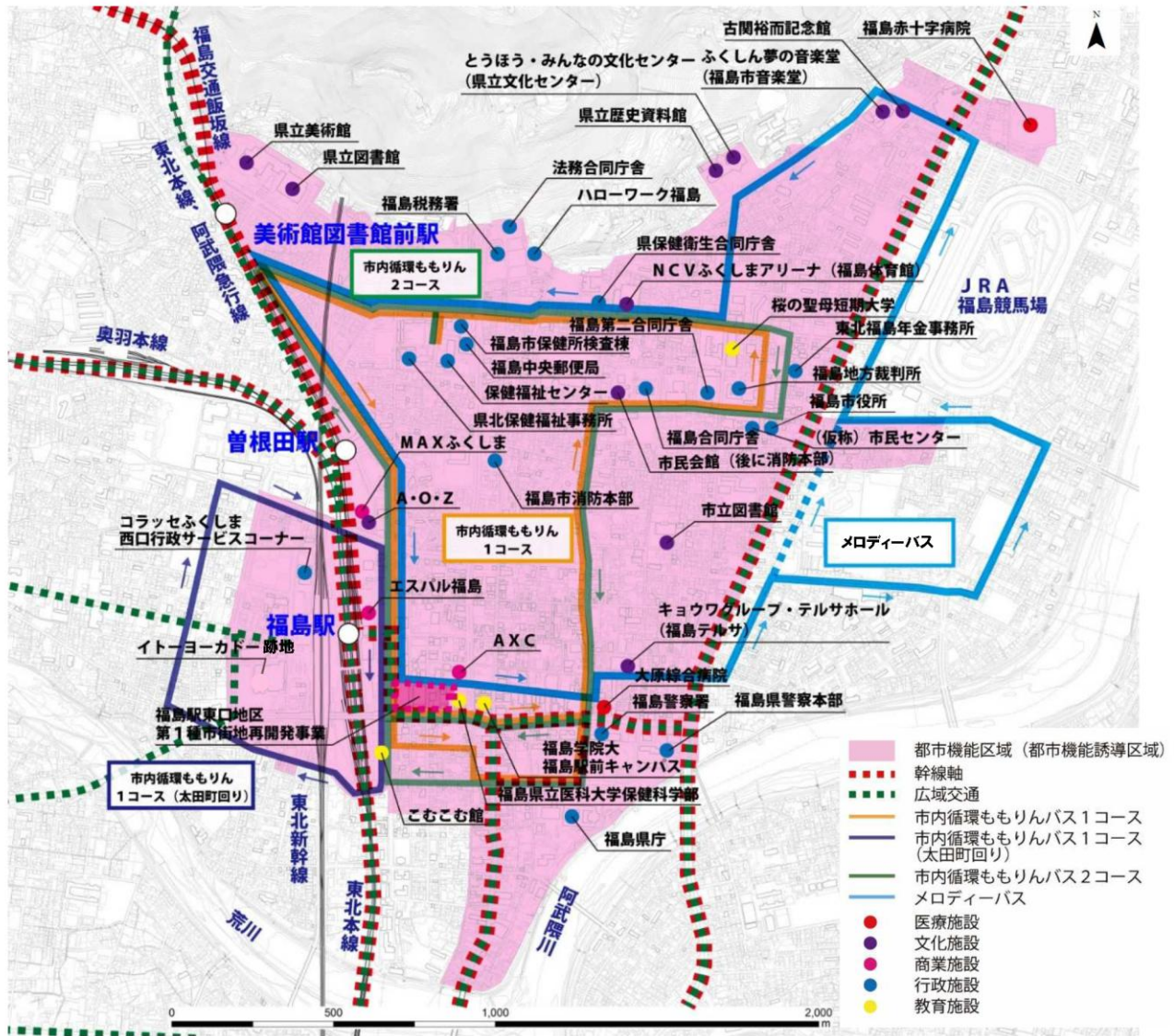
② 豊かな自然や歴史・文化などを生かし、地域の個性や活力を育む、市民が誇れる都市

吾妻連峰・阿武隈山系、阿武隈川・荒川・摺上川・松川などの豊かな自然や、果樹園、温泉地、歴史文化、景観などを資源として大切に生かしながら魅力の向上を図るとともに、身近な生活環境における個性や地域内外の交流やコミュニティなど、市民による多様な活動などが都市の活力源となっているため、これらを育み市民が誇りと愛着をもてる都市づくりを目指します。

③ 県都として人々が集い、にぎわい、交流する都市

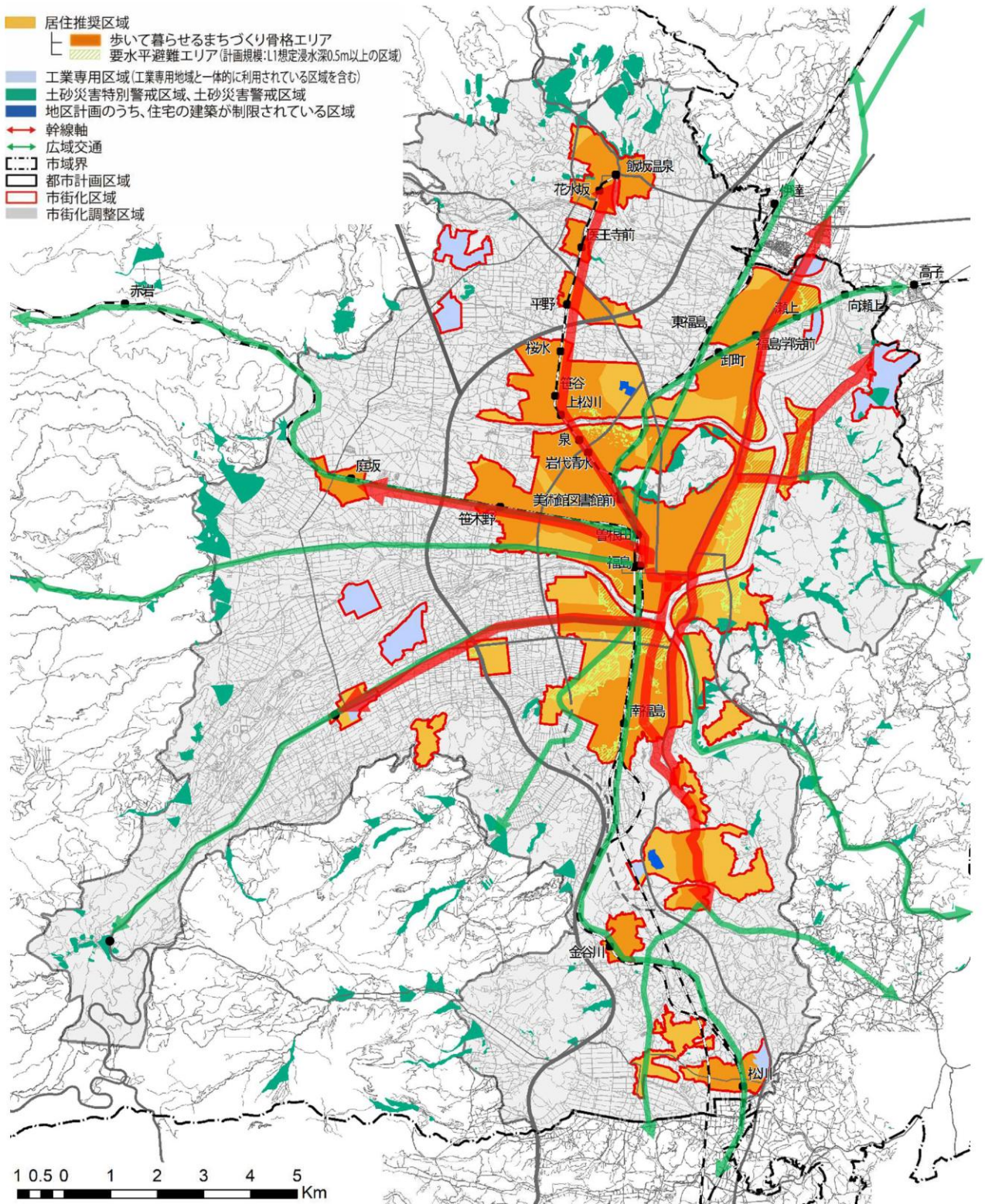
商業・業務・行政・学術・文化など都市機能の集積を生かし、県都として高次都市機能の充実を図り、国際・広域的な情報発信や交流の活性化を図るとともに、若者などにも生きがいを感じられる産業・雇用環境の強化を図るなど、にぎわいあふれる都市づくりを目指します。

図 まちづくりの方向性及び基本方針等



※ 幹線軸は福島市地域公共交通計画で検討されている交通軸である。

図 都市機能区域



【注意事項】

- ・洪水浸水想定計画規模想定については、概ね年超過確率 1/50～1/150 です。
 - ・0.5m 以上の浸水深が想定される区域は、水平避難が困難になるおそれがあるため、平時から避難所や避難場所の確認が必要です。
- (本計画では要水平避難エリアとして設定します)。

図 居住推奨区域

6-2 二本松市立地適正化計画

二本松市では立地適正化計画を策定しており、居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定にあたり、鉄道・路線バスの運行範囲等を踏まえたものとしています。

利便増進事業の実施にあたっては、当該計画との連携・整合を図りながら進めるものとします。

表 計画の概要

主体	内容
計画期間	目標年次：令和4年度（2022年度）から概ね20年後
対象エリア	二本松市の都市計画区域
各区域の概要	居住誘導区域：設定あり 都市機能誘導区域：設定あり

1. まちづくりの方針と誘導方針

(1) まちづくりの方針

“第2章 解決すべき重要課題の抽出”を踏まえ、まちづくりの方針を設定します。

〔市の存続に関わる重要課題〕

**「子育てママ・パパ」の流出を抑制し、
選ばれる居住地としての再生**

市の存続に大きな打撃を与える40歳未満人口の流出に対応するため、「子育てママ・パパ」から選ばれる居住地への刷新を図る。

〔都市構造の課題〕

**開発誘導・土地利用促進による
まちなか居住の推進**

中枢の居住・都市機能誘導を図り、空洞化（空き家・空き地・空き店舗）の解消を促進する。

〔まちづくりの方針〕

子育てママ・パパや子どもが集まり、住みやすい居住地形成

〔注目すべき世代〕

20～40代の「若者」及び「子育てママ・パパ」

(2) 誘導方針

“まちづくりの方針”を踏まえ、3つの誘導方針を定めます。

誘導方針① 子育てママ・パパがまちなかに集まる機会の創出

空き家・空き地・空き店舗の活用を見据え、比較的都市機能が整っているまちなかにおいて、子育てママ・パパが住みやすく、子育てしやすい環境を整えます。これにより、子育てしやすいまちとしてのイメージをつくり、子育てママ・パパが集まるまちづくりを目指します。



誘導方針② 注目すべき世代のまちなか居住の促進

誘導方針①と並行して、空き家・空き地・空き店舗の流通・活用や宅地開発の推進、注目すべき世代の定住支援等を行い、注目すべき世代から選ばれるまちを目指します。



誘導方針③ 子どもにとっても住みやすい環境づくり

子どもを中心に生活を考える子育てママ・パパにとって、「子どもにとっても住みやすい」は、居住地を決める大きなきっかけになると考えられます。

そのため、子どもが安全に通学でき、移動でき、遊ぶところもあり、病院にもかかりやすいといった、子どもにとっても住みやすい環境をつくることで、注目すべき世代に選ばれるまちを目指します。



図 まちづくりの方針と誘導方針

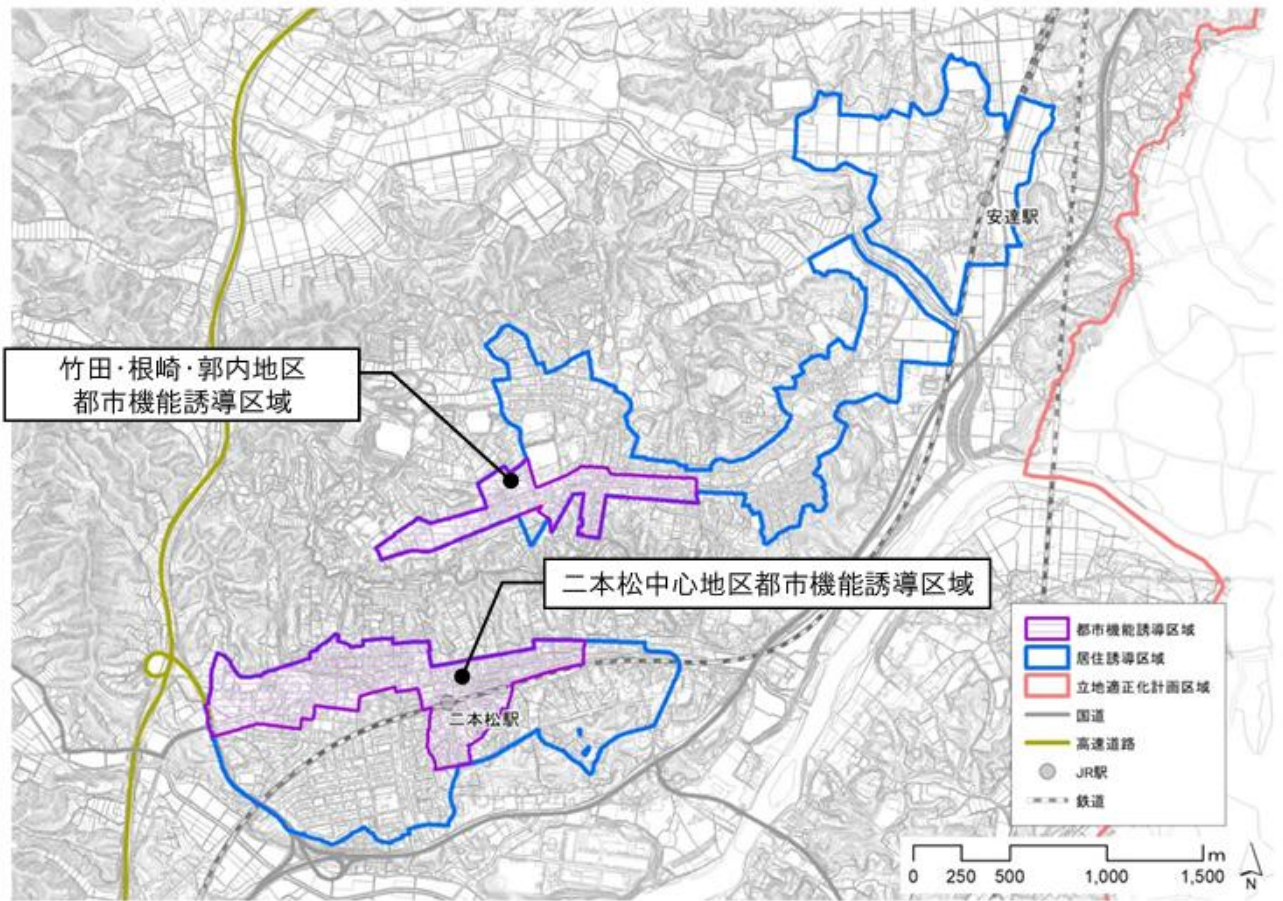


図 都市機能誘導区域・居住誘導区域

路線バス「月舘経由川俣線」の廃止について

1. 概要

福島交通株式会社が運行する路線バス「月舘経由川俣線」は、福島駅から大波、伊達市霊山、月舘を経由し川俣町を結ぶ長大路線であり、特に郊外部での利用者の減少や働き方改革等に伴う運転手不足などの理由から、運行の効率化等の見直しが必要として、1年以上かけて沿線自治体や運行事業者と協議を重ねてきました。この度、伊達市内での地元調整、代替路線の準備等が調ったことから4月の廃止に向け手続きを進めるため、委員の皆様のご意見を伺うものです。

2. 実施時期

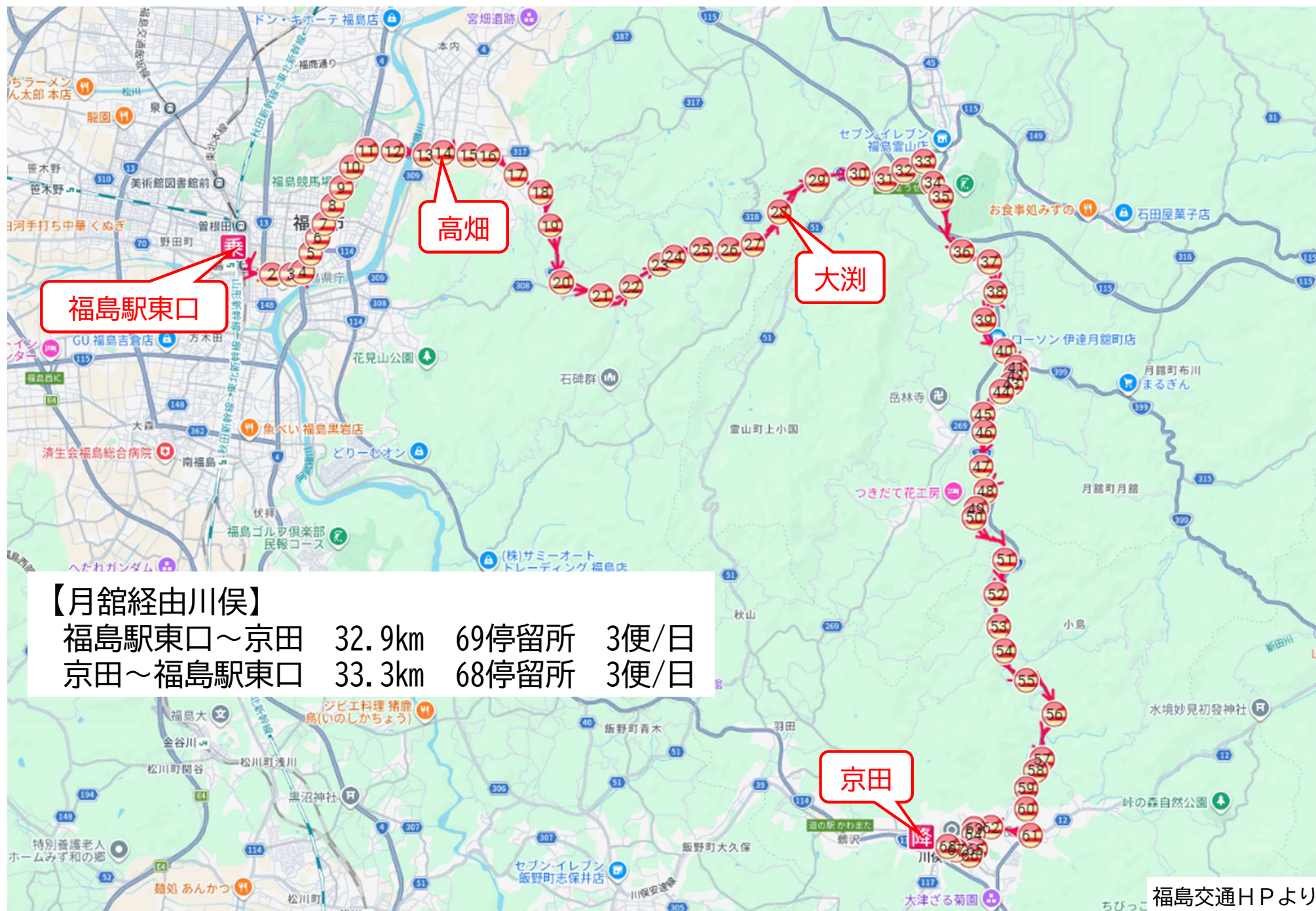
令和8年4月1日より

3. 廃止に対する福島市の見解について

- ・市内では大波経由掛田線が重複しており、月舘経由川俣線が廃止となっても市内で廃止となる区間や停留所は無く、1日9～11便運行されるため交通手段は確保される。
- ・廃止の影響を受けると想定される、市内の高畑～大淵の区間では1日平均の利用者が2.2～2.4人であり、1便あたりの利用者は1人未満と少ない。
- ・重複する大波経由掛田線のバス乗車定員が59名に対し、最も混雑する朝の通勤通学時間帯でも最大車内人数は約36名であることから、月舘経由川俣線の利用者が移行しても輸送力は確保されている。
- ・以上のことから、月舘経由川俣線の廃止による市民生活への影響は少ないと想定されるので、廃止はやむを得ないと考えます。

4. その他

- ・本市内で廃止となる区間、停留所がないため、本協議会における「道路運送法施行規則第4条第2項に基づく地域公共交通会議等において協議が調っていることの証明書」の発行は不要となります。



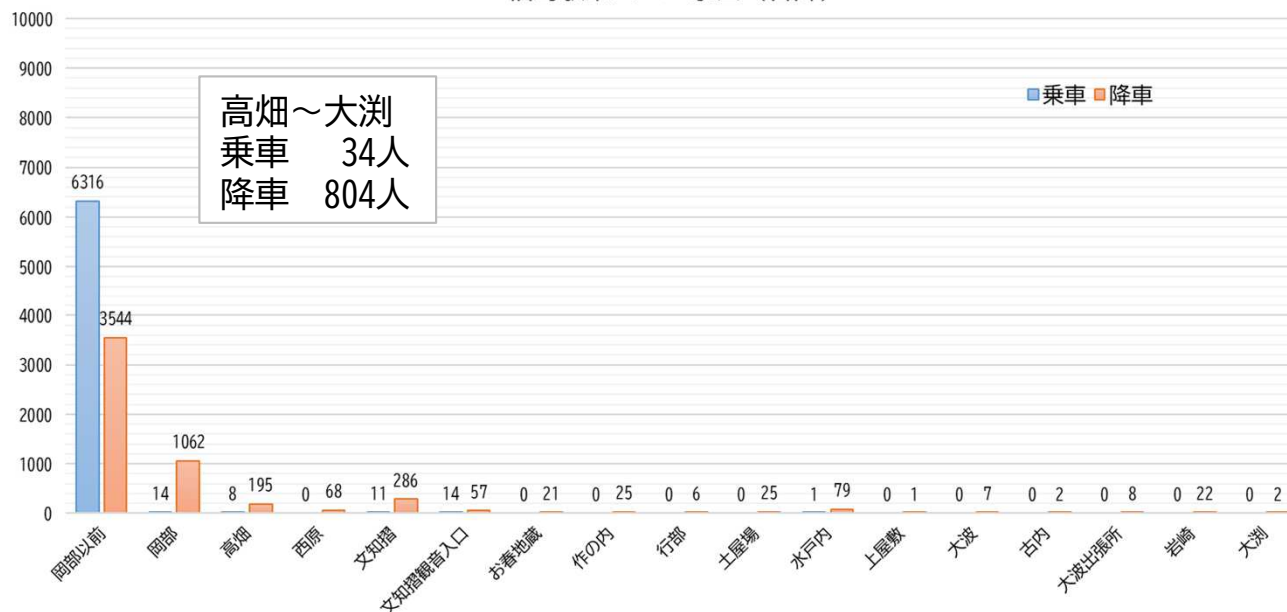
「岡部」は、月の輪經由梁川線、月の輪台団地線も利用可能なため、市内で廃止の影響が大きいのは、高畑～大湊の区間と推定

◆福島駅方面から高畑～大湊への利用者
 $804 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} = 2.2 \text{ 人/日}$

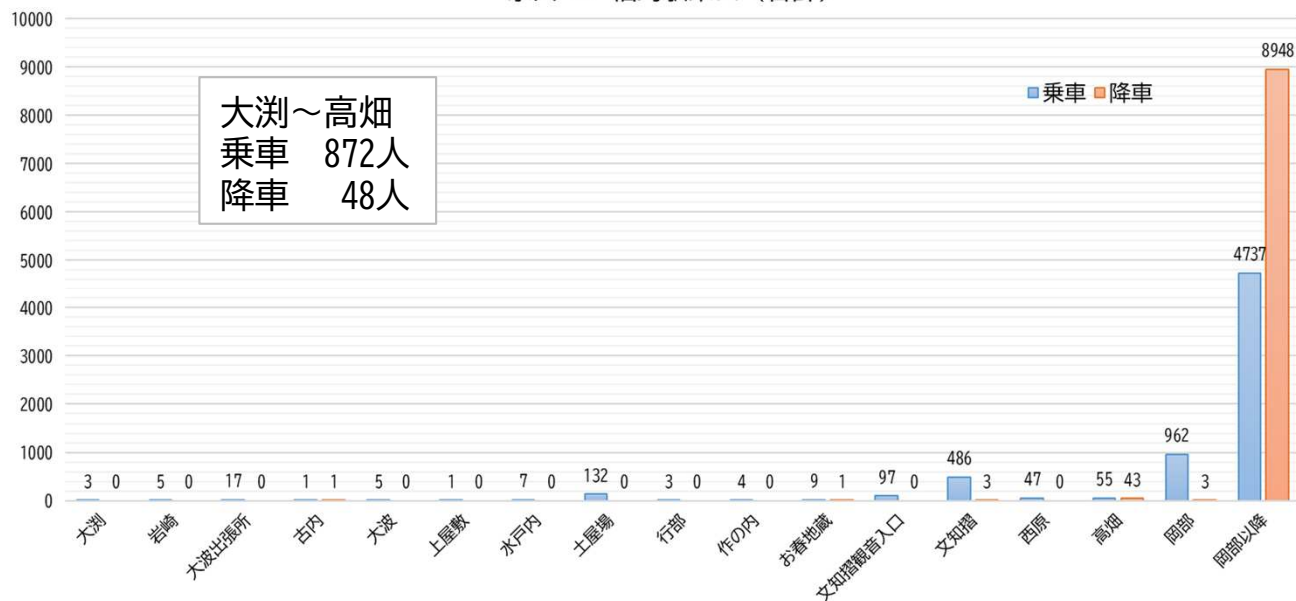
◆大湊～高畑から福島駅方面への利用者
 $872 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} = 2.4 \text{ 人/日}$

高畑～大湊の利用者は、
 1便あたり1人未満

福島駅東口 → 京田 (合計)



京田 → 福島駅東口 (合計)



【福島駅 ➡ 大波・掛田方面】

大波経由掛田線 12便 ➡ 11便
 月舘経由川俣線 3便 ➡ 0便

【大波・掛田方面 ➡ 福島駅】

大波経由掛田線 10便 ➡ 10便
 月舘経由川俣線 3便 ➡ 0便

2510福交_N10-2

平日用 福島⇄(宮下町)⇄掛田 △=舟場町経由											
福島駅東口	福島市役所前	福島市役所入口	文知摺観	文知摺観音入口	お地蔵	春蔵	大波出張所	下小国	月舘入	雲山総合支所	掛田駅前
(運賃)	230円	230円	470円	470円	470円	720円	850円	920円	970円	1020円	
815	821	→	→	834	836	844	848	850	852	859	
△845	→	852	→	904	906	914	918	920	→	(京田1005)	
915	921	→	→	934	936	944	948	950	952	959	
1010	1016	→	→	1029	1031	1039	1043	1045	1047	1054	
1125	1131	→	→	1144	1146	1154	1158	1200	1202	1209	
△1220	→	1227	→	1239	1241	1249	1253	1255	→	(京田1340)	
1340	1346	→	→	1359	1401	1409	1413	1415	1417	1424	
1450	1456	→	→	1509	1511	1519	1523	1525	1527	1534	
1535	1541	→	→	1554	1556	1604	1608	1610	1612	1619	
1640	1647	→	→	1701	1703	1711	1715	1717	1719	1730	
△1725	→	1732	→	1744	1746	1754	1758	1800	→	(京田1800)	
1745	1752	→	→	1806	1808	1816	1820	1822	1824	1835	
18:45 1835	1841	→	→	1854	1856	1904	1908	1910	1912	1919	
1905	1911	→	→	1924	1926	1934	1938	1940	1942	1949	
2050	2055	→	→	2107	2108	2117	2121	2123	2125	2133	

時刻変更

減便

平日用 掛田⇄(宮下町)⇄福島 △=舟場町経由											
掛田駅前	雲山総合支所	月舘入	下小国	大波出張所	お地蔵	春蔵	文知摺観	文知摺観音入口	福島市役所入口	福島市役所前	福島駅東口
(運賃)	200円	230円	300円	460円	730円	780円	780円	→	920円	1020円	
	→	(月舘入口より)	200円	340円	630円	680円	→	820円	→	920円	
652	655	657	659	702	709	710	→	→	722	740	
(京田600)	△700	710	714	722	723	→	734	→	755	755	
7:10 715	718	720	722	725	732	733	→	→	745	803	
7:40 745	748	750	752	755	802	803	→	→	815	833	
915	918	920	922	925	932	933	→	→	945	957	
10:15 1010	1013	1015	1017	1020	1027	1028	→	→	1040	1052	
11:20 1110	1113	1115	1117	1120	1127	1128	→	→	1140	1152	
(京田1130)	△1210	1220	1224	1232	1233	→	1244	→	1300	1300	
1230	1233	1235	1237	1240	1247	1248	→	→	1300	1312	
1430	1433	1435	1437	1440	1447	1448	→	→	1500	1512	
1630	1633	1635	1637	1640	1647	1648	→	→	1700	1713	
(京田1610)	△1650	1700	1704	1712	1713	→	1724	→	1740	1740	
1750	1753	1755	1757	1800	1807	1808	→	→	1820	1833	

廃止

時刻変更

時刻変更

時刻変更

時刻変更

廃止

廃止

令和7年10月1日現在 運行ダイヤ表
 福島交通HPより

【福島駅 ➡ 大波・掛田方面】

大波經由掛田線 10便 ➡ 10便
月舘經由川俣線 3便 ➡ 0便

土日祝用	福島⇨(宮下町)⇨掛田										△=舟場町経由
福島駅東口	福島市役所前	福島市役所入口	文知摺親	文知摺親音入口	お地蔵	春蔵	大波出張所	下小国	月舘口	雲山総合支所	掛田駅前
(運賃)	230円	230円	470円	470円	470円	720円	850円	920円	970円	1020円	
⑧815	821	→	→	834	836	844	848	850	852	859	
△845	→	→	852	→	904	906	914	916	920	(※1005)	
915	921	→	934	935	937	945	949	951	953	1000	
1020	1026	→	1039	1040	1042	1050	1054	1056	1058	1105	
△1225	→	→	1232	→	1244	1246	1254	1258	1300	(※1345)	
1335	1341	→	1354	1355	1357	1405	1409	1411	1413	1420	
1540	1546	→	1559	1600	1602	1610	1614	1616	1618	1625	
1630	1636	→	1649	1650	1652	1700	1704	1707	1709	1716	
△1730	→	→	1737	→	1749	1751	1759	1803	1805	(※1850)	
17:35											
1745	1751	→	→	1804	1806	1814	1818	1820	1822	1829	
1830	1836	→	→	1849	1851	1859	1903	1905	1907	1914	
1905	1911	→	→	1924	1926	1934	1938	1940	1942	1949	
⑧2035	2040	→	→	2052	2053	2102	2106	2108	2110	2118	

【大波・掛田方面 ➡ 福島駅】

大波經由掛田線 9便 ➡ 9便
月舘經由川俣線 3便 ➡ 0便

土日祝用		掛田⇨(宮下町)⇨福島							△ = 舟場町経由			
掛田駅前	雲山総合支所	月舘口	下小国	大波出張所	お地蔵	春蔵	文知摺親音入口	文知摺親	文知摺音	福島市役所入口	福島市役所前	福島駅東口
(運賃)	200円	230円	300円	460円	730円	780円	780円	780円	780円	—	920円	1020円
	—	(月舘入口より)	200円	340円	630円	680円	—	—	820円	—	—	920円
⑧656	659	701	703	706	713	714	→	→	→	→	726	738
⑧715	718	720	722	725	732	733	→	→	→	→	745	757
※(※1005)	→	△728	730	734	742	743	→	→	→	→	754	810
755	758	800	802	805	812	813	→	→	→	→	825	837
900	903	905	907	910	917	918	→	→	→	→	930	942
935	938	940	942	945	952	953	→	→	→	→	1005	1017
1010	1013	1015	1017	1020	1027	1028	1029	→	→	→	1041	1053
1110	1113	1115	1117	1120	1127	1128	1129	→	→	→	1141	1153
※(※1250)	→	△1248	1250	1254	1302	1303	→	→	→	→	1314	1330
1430	1433	1435	1437	1440	1447	1448	1449	→	→	→	1501	1513
※(※1515)	→	△1558	1600	1604	1612	1613	→	→	→	→	1624	1640
1748	1751	1753	1755	1758	1805	1806	1807	→	→	→	1819	1831

令和8年度福島市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）について

1. 令和8年度事業計画

福島市地域公共交通計画に位置付けた各種施策や事業の実施に必要な協議等を行うため、福島市地域公共交通活性化協議会を開催します。

(1) 法定協議会等の開催および運営

①法定協議会

年4回程度開催（状況に応じて書面開催）

②分科会

バス事業分科会、タクシー事業分科会、協議運賃分科会など必要に応じて開催

(2) パークアンドライド事業

令和7年度に引き続き、市役所本庁舎付近にパークアンドライド駐車場を確保し、そこから路線バスやシェアサイクルなど、車に頼らない移動手段によって街なかへ往来できるようにすることで、中心市街地における滞在時間の増加や回遊性向上による賑わいの創出に取り組みます。

2. スケジュール

[illegible]

福島市地域公共交通活性化協議会 令和8年度予算（案）

下記のとおりご提案いたします。

令和8年度	歳入予算額	8,308,000	円
令和8年度	歳出予算額	8,308,000	円
	差引	0	円

【歳入】

款	項	目	金額(千円)	内 容 (単位:円)
1	負担金補助及び交付金		8,307	
	1	負担金	4,200	
		1 負担金	4,200	・ 福島市地域公共交通活性化協議会負担金 4,200,000
	2	補助交付金	4,107	
		1 補助金	4,107	・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 4,107,000 (地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)
2	諸収入		1	
	1	雑入	1	
		1 雑入	1	・ 預金利子等 1,000
合 計			8,308	

【歳出】

款	項	目	金額(千円)	内 容 (単位:円)
1	運営費		276	
	1	旅費	175	
		1 普通旅費	175	・ 協議等の出張費 174,540
	2	需用費	76	
		1 消耗品費	61	・ 事務用品等購入 61,000
		2 印刷製本費	15	・ 資料等印刷 15,000
	3	役務費	25	
		1 手数料	25	・ 振込手数料 25,000
2	事業費		8,032	
	1	委託料	3,924	
		1 その他委託料		・ パークアンドライド事業費 3,923,665
	2	負担金補助及び交付金	4,108	
		1 負担金	4,108	・ 福島市への納付 4,108,000 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 4,107,000 預金利子等 1,000
合 計			8,308	

《参考》 市費（福島市地域公共交通活性化協議会関連予算分）

節	細節	金額(千円)	内 容 (単位:円)
07	報償費	160	
	02 その他報償		・ 協議会委員報償 160,000
合計		160	

※本予算案は、令和8年3月市議会で令和8年度予算が可決されることが前提となります。